

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第27条第1項の規定に基づき、同項に定める特定個人情報保護評価書を次のとおり公示します。

平成27年3月23日

京都市長 門川 大作

1 評価書の名称

京都市 地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書

2 評価書に対する意見の提出

上記1の評価書に意見がある方は、次のとおり意見を提出できます。

(1) 受付期間

平成27年3月23日から同年4月23日まで（末日必着）

(2) 提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、次の提出先に提出

（提出先）

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1

京都市行財政局税務部税制課税務推進担当 宛て

（FAX：075-213-5200）

（E-mail：shuzeika@city.kyoto.jp）

(3) 意見の取扱い

ア 個別の意見に対する回答は行いません。

イ 意見の提出において収集した個人情報は、法令を遵守し、適切に取り扱い、他の目的に利用することは一切ありません。

3 その他

(1) インターネット（京都市ホームページ）のほか、区役所、区役所支所、情報公開コーナー及び税制課においても、評価書の閲覧等ができます。

(2) 提出のあった意見を考慮した評価書について、更に個人情報や情報システムに関する学識経験者等から意見を聴取したうえで、国の特定個人情報保護委員会に提出し、公表します。

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(素案)

評価書番号	評価書名
	京都市 地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
<p>京都市は、地方税事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	
特記事項	

評価実施機関名
京都市長

特定個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】
公表日

[平成26年4月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	税務オンラインシステム
②システムの機能	<p>市民税, 固定資産税, 都市計画税, 軽自動車税, 事業所税の課税状況及び収納状況を管理するシステムであり, 以下の機能を有する。</p> <p>【税宛名管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳システムと連携して住基登録されている納税者の宛名データを管理する。 ・住登外の方及び法人について税独自で宛名データを管理する。 ・補助宛名(送付先など)を管理する。 <p>【課税状況管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税額計算に必要な各種情報を管理する。 ・税額を計算する。 ・税額通知書等, 各種帳票を作成, 印刷する。 <p>【収納状況管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収納状況を管理する。 <p>【証明発行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種税証明を発行する。
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p style="text-align: center;">既存業務システム, 個人市民税課税支援システム, 固定資産税総合事務</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (システム, 固定資産税課税支援システム, 滞納整理支援システム, 電子申告システム)</p>

システム2～5

システム2

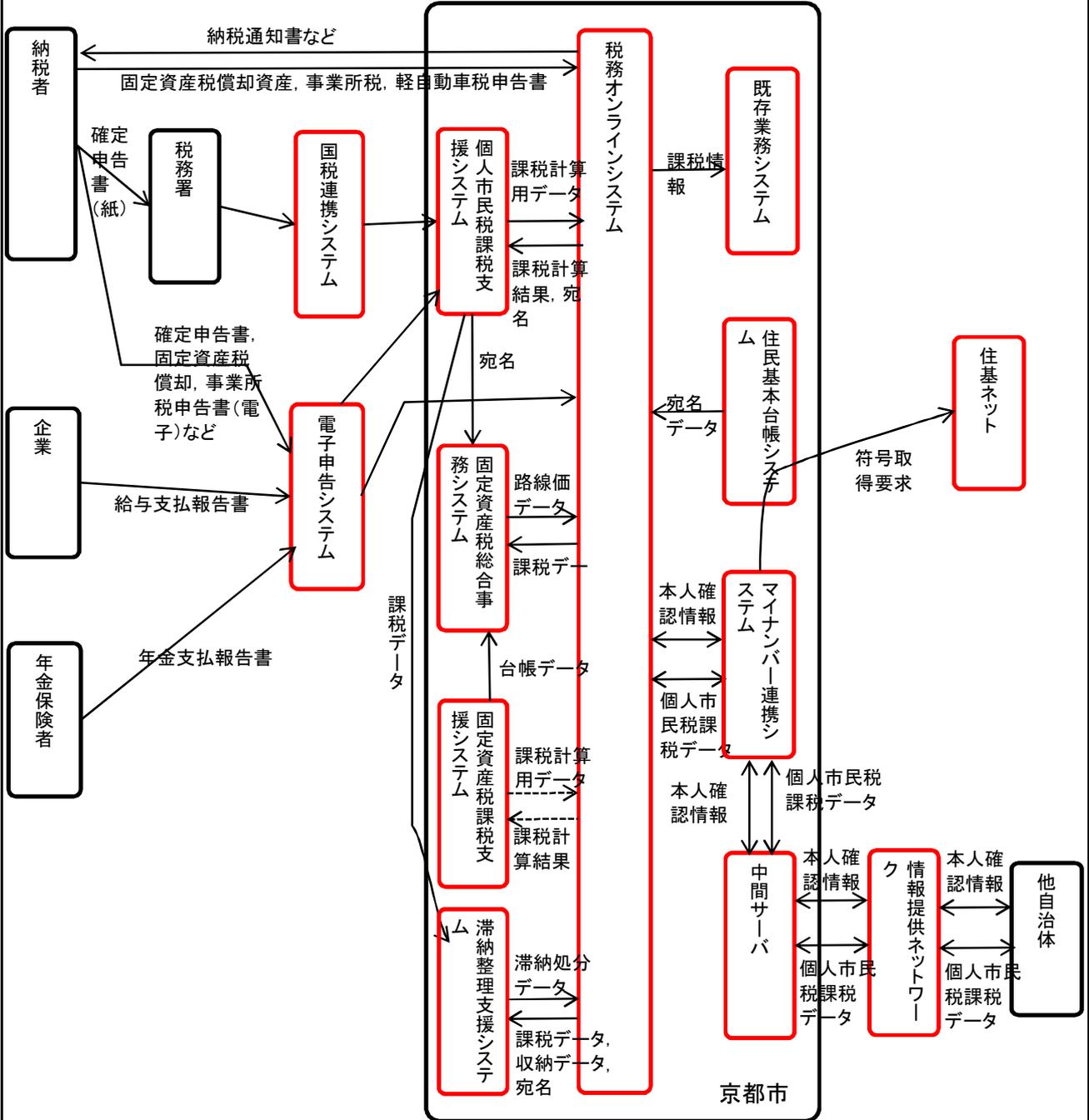
①システムの名称	個人市民税課税支援システム
②システムの機能	<p>個人市・府民税課税の課税データを作成するためのシステムであり, 主な機能は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書などの各種課税資料の画像を表示する。 ・各種課税資料を名寄せした上で論理チェック等を行う。また, オンラインにより修正を行う。 ・名寄せした各種課税資料を機械により合算処理を行って論理チェック等を行う。また, オンラインにより修正を行う。 ・課税データを作成し税務オンラインシステムに連携する。 ・納税義務者の課税資料等の閲覧を行う。 ・国税庁より受け取った確定申告書データの管理及び画像変換処理
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input checked="" type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (滞納整理支援システム, 国税連携システム, 電子申告システム, 固定資産税総合事務システム)</p>

システム3	
①システムの名称	固定資産税総合事務システム
②システムの機能	<p>固定資産税のデータを総合的に利用し、事務効率を図るシステムで、主な機能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の宛名データを利用して、固定資産税課税支援システムの所有者のチェックを行う。 ・紙台帳を電子化したものを閲覧・検索を行う。 ・例月の価格等決定通知書兼課税明細書、納税通知書及び税額通知書の印刷を行う。 ・固定資産税課税支援システムのデータの閲覧・検索を行う。 ・税務システム中、固定資産税に係るデータの閲覧・検索を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 （ 個人市民税課税支援システム, 固定資産税課税支援システム ）</p>
システム4	
①システムの名称	固定資産税課税支援システム
②システムの機能	<p>固定資産税(土地・家屋)の課税データを作成するためのシステムであり、主な機能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線価を計算する。 ・地番図の管理を行う。 ・航空写真の表示を行う。 ・土地沿革台帳を管理する。 ・家屋沿革台帳を管理する。 ・課税データの元となるデータを作成し、税務オンラインシステムに連携する。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 （ 固定資産税総合事務システム ）</p>
システム5	
①システムの名称	滞納整理支援システム
②システムの機能	<p>取納情報、財産情報等の滞納整理に必要な情報を管理するシステムであり、主な機能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務システムと連携して取滞納情報を管理する。 ・調査・照会によって収集した滞納者の収入及び財産等の情報を管理する。 ・滞納整理に関する書類の作成や発行を行うと共に処分等の情報を管理する。 ・滞納整理に関する折衝記録などを管理する。 ・催告書、納付書等を発行する。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 （ 個人市民税課税支援システム ）</p>

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	電子申告システム
②システムの機能	納税者からの地方税申告データを、インターネット経由で地方税電子化協議会が管理するポータルセンタ(ポータルシステムや受付システム)で一旦受け付け、本市側の電子申告システムに転送される。電子申告システムでは、申告データの管理を行い、本市税務職員により受付内容の審査及び基幹システム連携を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (個人市民税課税支援システム)
システム7	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 符号管理機能は、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する 2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行なう 3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行なう 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する 8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供ネットワークシステム配信マスター情報を管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行なう 10. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行なう
③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム8	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	納税者が税務署に対して行う国税(所得税)の確定申告のデータを、各市区町村に電子的に連携するためのシステム

③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [<input type="radio"/>] その他 (個人市民税課税支援システム)
システム9	
①システムの名称	マイナンバー連携システム
②システムの機能	既存の業務システムと、中間サーバを連携するための情報システムであり、主に以下の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の管理機能 各業務システムが個別に保有する宛名情報(氏名・住所・性別・生年月日の基本4情報)を統合・管理したうえで、個人を一意に特定できる番号(団体内統合宛名番号)を付番・管理し、マイナンバーと紐付ける機能 2 中間サーバとの連携機能 中間サーバに対し、他の行政機関等に提供する特定個人情報を登録するとともに、他の行政機関等に対する特定個人情報の照会を要求する機能 3 符号要求機能 団体内統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求、取得依頼を行う。また、中間サーバから返却された処理通番をCSコネクタに送信する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [<input checked="" type="radio"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [<input checked="" type="radio"/>] 税務システム [<input checked="" type="radio"/>] その他 (中間サーバ, 既存業務システム)
3. 特定個人情報ファイル名	
税情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	より適切かつ効率的な税務事務を行うため。
②実現が期待されるメリット	・納税者が行政に対して行う各種手続きに置いて、税関係の書類の添付を省略できるようになることが期待される。 ・税務事務において課税資料の名寄せなどがより正確、効率的にできるようになる。 ・他市区町村への税情報の照会や他業務の情報の取得がより効率的にできるようになる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120項 (別表第二における情報照会の根拠) 第27項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	行財政局税務部税制課
②所属長	税制課長 北條 昌代
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び税務調査対象者等
その必要性	・賦課徴収事務における本人確認のため ・納税通知書、申告書等への個人番号出力のため ・所得・控除情報、扶養情報を情報提供ネットワークシステムで提供するため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名, 性別, 生年月日, 住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	・個人番号, 4情報: 本人確認, 課税資料の名寄せに必要 ・その他識別番号(宛名番号): 個人番号との紐づけに必要 ・その他住民票関係情報, 連絡先: 賦課期日での居住地判定や納税者への聞き取り調査に必要 ・国税関係情報, 地方税関係情報: 賦課徴収業務に必要 ・医療保険関係情報, 障害者福祉関係情報, 生活保護・社会福祉関係情報, 介護・高齢者福祉関係情報, 年金関係情報: 賦課徴収業務に必要
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	行財政局税務部税制課, 法人税務課, 資産税課, 納税推進課, 収納対策課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[<input type="checkbox"/>] 本人又は本人の代理人 [<input type="checkbox"/>] 評価実施機関内の他部署 (文化市民局地域自治推進室, 保健福祉局保険年金課, 保健福祉局介護保険課) [<input type="checkbox"/>] 行政機関・独立行政法人等 (国税庁, 日本年金機構, 地方公共団体情報システム機構, 陸運支局) [<input type="checkbox"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村) [<input type="checkbox"/>] 民間事業者 (給与支払者) [<input type="checkbox"/>] その他 ()

②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
	その妥当性	システムの安定稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。	
③委託先における取扱者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (庁舎内にてシステム機器を直接操作)		
⑤委託先名の確認方法	ホームページ京都市入札情報館にて情報提供している。また、京都市情報公開条例に基づく契約書の公文書公開請求により確認することができる。		
⑥委託先名	株式会社インテック		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託先の名称、業務範囲、業務期間、業務従事者名簿、再委託の理由、再委託先の選定理由、再委託先の取得情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項を遵守させる旨が記載された申請書の提出を受け諾否を判断する。	
	⑨再委託事項	汎用電子計算機及び周辺装置操作業務におけるオペレーション	
委託事項2～5			
委託事項2	税務オンラインシステムの運用保守委託		
①委託内容	システムの運用保守		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
	その妥当性	システムの安定稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。	
③委託先における取扱者数	[50人以上100人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (庁舎内にてシステム機器を直接操作)		
⑤委託先名の確認方法	ホームページ京都市入札情報館にて情報提供している。また、京都市情報公開条例に基づく契約書の公文書公開請求により確認することができる。		
⑥委託先名	日本電気株式会社を代表とするコンソーシアム		

再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項3		個人市民税課税支援システム・国税連携システムの運用保守委託	
①委託内容		個人市民税課税支援システム及び国税連携システムのアプリケーション保守及び運用の支援を委託する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	個人市民税の納税義務者及びその扶養者	
	その妥当性	個人市民税の課税事務を支援するシステムのため、その運用、保守を委託するに当たっては上記対象データを取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (庁舎内にてシステム機器を直接操作)	
⑤委託先名の確認方法		ホームページ京都市入札情報館にて情報提供している。また、京都市情報公開条例に基づく契約書の公文書公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名		京都市個人市・府民税課税支援システム及び国税連携データ管理システムにおける運用支援業務コンソーシアム 京都市個人市・府民税課税支援システム及び国税連携データ管理システムにおけるアプリケーション保守コンソーシアム	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項4		電子申告審査システム等の運用管理業務	
①委託内容		電子申告システムの保守業務の委託	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	電子申告システムを利用している納税義務者	
	その妥当性	電子申告の審査システムの ASP のため、特定個人情報ファイルも取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [<input checked="" type="radio"/>]その他 (LGWAN)
⑤委託先名の確認方法		京都市情報公開条例に基づく契約書の公文書公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		TIS 株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <input checked="" type="checkbox"/> <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項5		個人市民税の課税資料のデータエントリー
①委託内容		紙で提出された給与支払報告書などの課税資料から電子データを作成する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <input checked="" type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <input checked="" type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	個人市民税の納税義務者及びその扶養者
	その妥当性	給与支払報告書などには個人番号が記載されるので、その取扱いも委託する必要がある。
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <input checked="" type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>]紙 []その他 ()
⑤委託先名の確認方法		ホームページ京都市入札情報館にて情報提供している。また、京都市情報公開条例に基づく契約書の公文書公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		京都工業株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <input checked="" type="checkbox"/> <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項6		軽自動車税及び市税口座振替に係る電算データ入力業務
①委託内容		紙で提出された軽自動車税の課税資料や市税口座振替の資料から電子データを作成する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <input checked="" type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <input checked="" type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	軽自動車税の納税義務者

	その妥当性	軽自動車税の課税資料(申告書等)に個人番号が記載されるので、その取扱いも委託する必要がある。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (庁舎内にてシステム機器を直接操作しパンチ入力)
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		
⑤委託先名の確認方法		ホームページ京都市入札情報館にて情報提供している。また、京都市情報公開条例に基づく契約書の公文書公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		アデコ株式会社京都支社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項7		滞納整理支援システムの保守運用委託
①委託内容		滞納整理支援システムの保守及び運用の支援を委託する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (庁舎内にてシステム機器を直接操作)
対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (庁舎内にてシステム機器を直接操作)
対象となる本人の範囲 ※		特定個人情報ファイルの範囲と同様
その妥当性		滞納整理事務を支援するシステムのため、その保守、運用を委託するに当たっては上記対象データを取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	[10人未満]	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (庁舎内にてシステム機器を直接操作)
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		
⑤委託先名の確認方法		京都市情報公開条例に基づく契約書の公文書公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		滞納整理支援システムの保守運用コンソーシアム(日本電気株式会社, NECソリューションイノベータ株式会社, 株式会社シンク)
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項8		固定資産税総合事務システム保守委託
①委託内容		固定資産税総合事務システムのシステム保守を委託する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (庁舎内にてシステム機器を直接操作)

	対象となる本人の数	[100万人以上1000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
	その妥当性	総合事務システム運用のため、その保守を委託するに当たっては上記対象データを取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人未満]		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (庁舎内にてシステム機器を直接操作)		
⑤委託先名の確認方法	現在選定中		
⑥委託先名	現在選定中		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項9		固定資産税課税支援システム保守委託	
①委託内容	固定資産税課税支援システムのシステム保守を委託する。		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]		<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	京都市内の土地, 家屋所有者	
	その妥当性	固定資産税の課税を支援するシステムのため、その保守を委託するに当たっては上記対象データを取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人未満]		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()		
⑤委託先名の確認方法	ホームページ京都市入札情報館にて情報提供している。また、京都市情報公開条例に基づく契約書の公文書公開請求により確認することができる。		
⑥委託先名	ニッセイ情報テクノロジー株式会社		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (5) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている (31) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第7号別表第二に定める情報照会者(別紙参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二
②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第二に定める各事務
③提供する情報	個人市民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先2～5	
提供先2	個人市民税の特別徴収義務者(給与支払者)
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	個人市民税の給与に係る特別徴収に関する事務
③提供する情報	給与に係る特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与に係る特別徴収の対象となる給与所得者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	当初分: 毎年5月 更正分: 月1回
提供先3	日本年金機構
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	個人市民税の年金に係る特別徴収に関する事務
③提供する情報	年金に係る特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	年金に係る特別徴収の対象となる年金受給者

⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ()	[<input checked="" type="radio"/>] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	当初分: 毎年7月 更正分: 月1回	
提供先4	国税庁	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号	
②提供先における用途	国税の課税事務	
③提供する情報	番号法第19条第8号に規定する事項	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] 1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者等	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ()	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input checked="" type="radio"/>] 紙
⑦時期・頻度	照会のある都度	
提供先5	都道府県知事及び市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号	
②提供先における用途	地方税の課税事務	
③提供する情報	番号法第19条第8号に規定する事項	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] 1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者等	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ()	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input checked="" type="radio"/>] 紙
⑦時期・頻度	照会のある都度	

移転先1	保健福祉局障害保健福祉推進室	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	
②移転先における用途	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務	
③移転する情報	個人市民税賦課情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 (本市共通システム基盤の情報連携機能)
⑦時期・頻度	照会のある都度	
移転先2	保健福祉局障害保健福祉推進室	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費の支給に関する事務	
③移転する情報	個人市民税賦課情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 (本市共通システム基盤の情報連携機能)
⑦時期・頻度	照会のある都度	
移転先3	保健福祉局障害保健福祉推進室	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	
②移転先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務	
③移転する情報	個人市民税賦課情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 (本市共通システム基盤の情報連携機能)
⑦時期・頻度	照会のある都度	

移転先4	保健福祉局障害保健福祉推進室	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	
②移転先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	個人市民税賦課情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (本市共通システム基盤の情報連携機能)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会のある都度	
移転先5	保健福祉局障害保健福祉推進室	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務	
③移転する情報	個人市民税賦課情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (本市共通システム基盤の情報連携機能)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会のある都度	
移転先6	保健福祉局障害保健福祉推進室	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務	
③移転する情報	個人市民税賦課情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (本市共通システム基盤の情報連携機能)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会のある都度	

移転先7	保健福祉局障害保健福祉推進室
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (本市共通システム基盤の情報連携機能)
⑦時期・頻度	照会のある都度
移転先8	保健福祉局こころの健康増進センター
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (本市共通システム基盤の情報連携機能)
⑦時期・頻度	照会のある都度
移転先9	保健福祉局生活福祉部地域福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務 中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報, 固定資産税土地家屋情報, 軽自動車税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (本市共通システム基盤の情報連携機能)
⑦時期・頻度	照会のある都度

移転先10	保健福祉局生活福祉部保険年金課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	
③移転する情報	個人市民税賦課情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (本市共通システム基盤の情報連携機能)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会のある都度	
移転先11	保健福祉局生活福祉部保険年金課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	
②移転先における用途	国民年金に関する事務	
③移転する情報	個人市民税賦課情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (本市共通システム基盤の情報連携機能)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会のある都度	
移転先12	保健福祉局生活福祉部保険年金課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療に関する事務	
③移転する情報	個人市民税賦課情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (本市共通システム基盤の情報連携機能)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会のある都度	

移転先13	保健福祉局生活福祉部保険年金課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	
②移転先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務	
③移転する情報	個人市民税賦課情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (本市共通システム基盤の情報連携機能)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会のある都度	
移転先14	保健福祉局子育て支援部児童家庭課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	
②移転先における用途	児童福祉法による里親の認定又は養育里親の登録に関する事務	
③移転する情報	個人市民税賦課情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (本市共通システム基盤の情報連携機能)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会のある都度	
移転先15	保健福祉局子育て支援部児童家庭課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	
②移転先における用途	児童福祉法による費用の徴収に関する事務(助産施設又は母子生活支援施設に係る部分)	
③移転する情報	個人市民税賦課情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (本市共通システム基盤の情報連携機能)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会のある都度	

移転先16	保健福祉局子育て支援部児童家庭課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	
②移転先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務	
③移転する情報	個人市民税賦課情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (本市共通システム基盤の情報連携機能)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会のある都度	
移転先17	保健福祉局子育て支援部児童家庭課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務	
③移転する情報	個人市民税賦課情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (本市共通システム基盤の情報連携機能)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会のある都度	
移転先18	保健福祉局子育て支援部児童家庭課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務	
③移転する情報	個人市民税賦課情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (本市共通システム基盤の情報連携機能)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会のある都度	

移転先19	保健福祉局子育て支援部児童家庭課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金又は父子家庭自立支援給付金の支給に関する事務	
③移転する情報	個人市民税賦課情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (本市共通システム基盤の情報連携機能)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会のある都度	
移転先20	保健福祉局子育て支援部児童家庭課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務	
③移転する情報	個人市民税賦課情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (本市共通システム基盤の情報連携機能)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会のある都度	
移転先21	保健福祉局子育て支援部保育課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	
②移転先における用途	保育所における保育の実施及び保育料の徴収に関する事務, 子ども・子育て支援法による教育・保育給付の支給等に関する事務	
③移転する情報	個人市民税賦課情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (本市共通システム基盤の情報連携機能)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会のある都度	

移転先22	保健福祉局子育て支援部児童相談所	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	
②移転先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務	
③移転する情報	個人市民税賦課情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (本市共通システム基盤の情報連携機能)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会のある都度	
移転先23	保健福祉局長寿社会部長寿福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	
②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務	
③移転する情報	個人市民税賦課情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (本市共通システム基盤の情報連携機能)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会のある都度	
移転先24	保健福祉局長寿社会部介護保険課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	
③移転する情報	個人市民税賦課情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (本市共通システム基盤の情報連携機能)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会のある都度	

移転先28	保健福祉局保健衛生推進室保健医療課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定
②移転先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾患医療費の支給に関する事務 母子保健法による費用の徴収に関する事務(未熟児養育医療) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務(育成医療)
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[] 市内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (本市共通システム基盤の情報連携機能)
⑦時期・頻度	照会のある都度
移転先29	都市計画局住宅室住宅管理課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[] 市内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (本市共通システム基盤の情報連携機能)
⑦時期・頻度	照会のある都度
移転先30	都市計画局住宅室住宅管理課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定
②移転先における用途	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。)管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更または収入超過者に対する措置に関する事務
③移転する情報	個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[] 市内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (本市共通システム基盤の情報連携機能)
⑦時期・頻度	照会のある都度

移転先31		都市計画局住宅室住宅管理課
①法令上の根拠		番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定
②移転先における用途		都市再生住宅, 特定公共賃貸住宅, 小規模改良住宅及び更新住宅の管理に関する事務
③移転する情報		個人市民税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数		[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法		[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (本市共通システム基盤の情報連携機能)
⑦時期・頻度		照会のある都度
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<京都市における措置> ①サーバー室とデータ保管室は執務室とは別に設けており, 入退室管理を静脈認証により行っている。 ②申請書, 出力帳票等の紙書類については, 関係者以外の立ち入れない執務室内にて保管する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており, データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は, サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され, バックアップもデータベース上に保存される。
②保管期間	期間	[6年以上10年未満] <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	地方税法第17条の5に規定
③消去方法		<京都市における措置> ①保管期間を過ぎた電子データは, システム内で削除処理を実行する。 ②紙書類については, 規定に基づき外部業者による溶解処理を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため, 通常, 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は, 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において, 保存された情報が読み出しできないよう, 物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【宛名ファイル】

1 レコードキー, 2 宛名番号, 3 履歴番号, 4 個人法人区分, 5 宛名種別, 6 住所コード, 7 市外識別サイン, 8 市町村コード, 9 住所文字数, 10 住所, 11 方書, 12 個人法人名, 13 個人本名, 14 個人通名, 15 担当課(特徴), 16 担当課(法市), 17 税理士名, 18 代表者名, 19 補記サイン, 20 個人法人名カナ, 21 個人本名カナ, 22 個人通名カナ, 23 電話番号, 24 電話番号(担当課)特徴, 25 電話番号(担当課)法人, 26 電話番号(税理士), 27 バーコードデータ(全桁), 28 新郵便番号, 29 バーコードデータ(地番等), 30 生年月日, 31 住定日, 32 消除日, 33 在留期間 始, 34 在留期間 終, 35 異動事由, 36 消除事由, 37 補助複写元宛名番号, 38 前経歴宛名番号, 39 後経歴宛名番号, 40 前回住基除票番号, 41 性別, 42 原ファイル区分, 43 住登区分, 44 点字サイン, 45 法人格変換サイン, 46 住基区(ファイル識別), 47 住基除票番号, 48 住基住所番号, 49 住基履歴番号, 50 DVサイン, 51 住民区分, 52 処理課, 53 処理日, 54 異動サイン, 55 個人番号, 56 法人番号

【個人市民税ファイル】

1 普徴キーコード, 2 年度相当, 3 税目, 4 普徴コード, 5 履歴番号, 6 特徴キーコード, 7 年度相当, 8 税目, 9 特徴コード, 10 履歴番号, 11 第2コード, 12 税目, 13 第2コード, 14 特徴コード(2), 15 普徴コード(2), 16 異動サイン, 17 特徴受給者番号, 18 氏名カナ, 19 生年月日, 20 徴収区・管理区, 21 調定月, 22 修正月, 23 特徴徴収済月, 24 異動理由サイン, 25 処理月, 26 過年度調定年月, 27 国保コード, 28 課税区分, 29 一特サイン, 30 特繰サイン, 31 切替(普特)サイン, 32 転勤サイン, 33 区外サイン, 34 特徴サイン, 35 手計算サイン, 36 非免サイン, 37 課税サイン, 38 現・過サイン, 39 資料区分, 40 税資, 41 申告, 42 給報, 43 台帳, 44 年金, 45 所得の種類, 46 申告区分, 47 退職所得ありサイン, 48 支払金額等, 49 給与支払金額, 50 公的年金支払金額, 51 特定支出控除, 52 所得明細サイン, 53 営業, 54 農業, 55 その他事業, 56 不動産, 57 利子, 58 配当, 59 給与, 60 雑所得, 61 譲渡・一時, 62 総合課税所得, 63 総合課税所得コード, 64 所得(総合), 65 分離課税所得, 66 分離課税所得コード, 67 所得(分離), 68 特別控除等, 69 特別控除等コード, 70 特別控除, 71 所得金額の合計, 72 合計所得金額, 73 総所得金額等の合計額, 74 【旧】生命保険料支払額, 75 【新】生命保険料支払額, 76 【新】個人年金保険料支払額, 77 【新】介護保険料支払額, 78 平均課税対象金額, 79 損益通算, 80 繰越控除, 81 繰越損失サイン, 82 所得控除コード, 83 所得控除(1), 84 小規模企業共済等掛金, 85 【旧】個人年金保険料支払額, 86 旧長期損害保険料支払額, 87 配偶者合計所得, 88 本人該当, 89 夫・未, 90 障害者, 91 老年者・寡婦夫・勤労学生, 92 同居の妻, 93 廃止減免サイン, 94 扶養該当, 95 控除対象配偶者, 96 同居老親等, 97 老人扶養, 98 特定扶養, 99 その他扶養, 100 同居特別障害, 101 特別障害, 102 その他障害, 103 16歳未満(年少扶養), 104 専従者控除, 105 青専, 106 青専(配), 107 青専(他), 108 白専, 109 白専(配), 110 白専(他), 111 専従者控除額, 112 所得控除額合計, 113 課税標準コード, 114 課税標準, 115 算出所得割額, 116 算出所得割額コード, 117 市民税所得割, 118 府民税所得割, 119 税額控除, 120 税額控除コード, 121 税額控除(市民税), 122 税額控除(府民税), 123 寄附金控除(入力額), 124 寄附金控除(ふるさと納税), 125 寄附金控除(共同募金会), 126 寄附金控除(京都市条例), 127 寄附金控除(京都府条例), 128 住宅借入金等特別控除見込額, 129 二項減免, 130 均等割サイン, 131 均等割率, 132 所得割サイン, 133 所得割率, 134 一項減免, 135 サイン, 136 期, 137 均等割率, 138 所得割率, 139 税額, 140 年税額, 141 均等割(市民税), 142 所得割(市民税), 143 均等割(府民税), 144 所得割(府民税), 145 二項減免後特徴税額, 146 均等割(市民税), 147 所得割(市民税), 148 均等割(府民税), 149 所得割(府民税), 150 二項減免後普徴税額, 151 均等割(市民税), 152 所得割(市民税), 153 均等割(府民税), 154 所得割(府民税), 155 一項減免後特徴税額, 156 均等割(市民税), 157 所得割(市民税), 158 均等割(府民税), 159 所得割(府民税), 160 一項減免後普徴税額, 161 均等割(市民税), 162 所得割(市民税), 163 均等割(府民税), 164 所得割(府民税), 165 他の特徴税額, 166 特徴月割額, 167 特徴月割額, 168 一部普徴税額, 169 普徴期割額, 170 普徴期割額, 171 租税条約サイン, 172 生命保険料サイン, 173 地震保険料サイン, 174 配偶者特別控除サイン, 175 年金特徴サイン, 176 年金特徴停止月, 177 過年度用C/H, 178 年金特徴固定サイン, 179 総合課税所得件数, 180 分離課税所得件数, 181 特別控除等件数, 182 所得控除(1)件数, 183 課税標準件数, 184 算出所得割件数, 185 税額控除件数, 186 配当割・株式等譲渡所得割, 187 配当割額(入力), 188 株式等譲渡所得割額(入力), 189 配当割等控除・還付額, 190 配当割等控除額(市民税), 191 配当割等控除額(府民税), 192 配当割等控除不足額, 193 今回還付・追徴サイン, 194 今回還付・追徴額, 195 年金特徴税額, 196 一項減免後年金特徴税額, 197 均等割(市民税), 198 所得割(市民税), 199 均等割(府民税), 200 所得割(府民税), 201 年金特徴月割額, 202 税額通知書ページ替コード, 203 エラーメッセージ, 204 エラーサイン

【固定資産税土地ファイル】

1 物件地コード, 2 年度相当, 3 納税者コード, 4 実地番, 5 実地番連絡サイン, 6 代表地番, 7 類似土地, 8 登記名義人, 9 異動サイン, 10 所有権移転サイン, 11 事変記号1, 12 事変記号2, 13 前地記号, 14 異動年次, 15 地目C/H, 16 評価地目, 17 登記地目, 18 用途地区, 19 宗教法人サイン, 20 仮換地サイン, 21 換地処分日, 22 敷地権サイン, 23 画地計算サイン, 24 取得年次, 25 調整サイン, 26 農地区分, 27 適用年度, 28 生産緑地サイン, 29 宅地化農地サイン, 30 38年度価格, 31 評価地積, 32 登記地積, 33 地積相違理由, 34 減免等事項(記号, 割合, 固定分子, 固定分母, 都計分子, 都計分母), 35 住宅用地事項(記号,

割合, 率), 36 小規模住宅用地事項(記号, 戸数, 面積, 割合, 小規模用地率), 37 標準地No.(正面, 側方1, 側方2, 裏), 38 正面路線(路線価NO, 路線価下落率第1年度1, 路線価下落率第2年度1, 路線価下落率第3年度1, 正面非道路サイン, 現基準年度路線価, 奥行率, 補正1, 補正2, 補正3, 補正4), 39 側方1路線(路線価NO, 路線価下落率第1年度2, 路線価下落率第2年度2, 路線価下落率第3年度2, 側方1非道路サイン, 現基準年度路線価, 奥行率, 加算率, 補正1, 補正2, 補正3, 補正4), 40 側方2路線(路線価NO, 路線価下落率第1年度3, 路線価下落率第2年度3, 路線価下落率第3年度3, 側方2非道路サイン, 現基準年度路線価, 奥行率, 加算率, 補正1, 補正2, 補正3, 補正4), 41 裏路線(路線価NO, 路線価下落率第1年度4, 路線価下落率第2年度4, 路線価下落率第3年度4, 裏非道路サイン, 現基準年度路線価, 奥行率, 補正1, 補正2, 補正3, 補正4), 42 基本比準地(標準地No.1, 比準地目1, 比準地目2, 標準地No.2, 砂防指定地サイン, 現基準年度評点, 補正割合, 接地割合, 造成費記号, 比準条件①, 比準条件②, 比準条件③, 補正率④, 補正率⑤, 砂防地⑥, 限定宅地等(限定等サイン, 非補正部分割合), 市街化調整区域内補正率), 43 第2比準地(標準地No.1, 比準地目, 標準地No.2, 現基準年度評点, 補正割合, 接地割合, 造成費記号), 44 第3比準地(標準地No.1, 比準地目, 標準地No.2, 現基準年度評点, 補正割合, 接地割合, 造成費記号), 45 第4比準地(標準地No.1, 比準地目, 標準地No.2, 現基準年度評点, 補正割合, 接地割合, 造成費記号), 46 第5(宅地)比準地(標準地No.1, 標準地No.2, 宅地割合, 現基準年度評点, 補正1, 補正2, 補正3, 高架下サイン), 47 宅地比準路線(路線価下落率第1年度5, 路線価下落率第2年度5, 路線価下落率第3年度5, 宅地比準細街路サイン), 48 画地計算標準地NO(正面, 側方1, 側方2, 裏), 49 画地計算路線価NO(正面, 側方1, 側方2, 裏), 50 準角地サイン(側方1), 51 準角地サイン(側方2), 52 裏路線地目, 53 奥行距離(正面, 側方1, 側方2, 裏), 54 間口距離(正面, 側方1, 側方2, 裏, 想定整形地), 55 路地状敷地サイン, 56 都計外雑種地サイン, 57 単独利用困難サイン, 58 不整形地率, 59 不整形地サイン, 60 無道路地補正(表地奥行距離, 通路開設補正率, 無道路地補正率, 区分), 61 宅地外補正(比準率, 均衡補正), 62 既存宅地等(既存等サイン, 非補正部分割合(画地)), 63 景観減価区分, 64 リスク(サイン, 該当割合), 65 宅化規制, 66 造成費, 67 崖地補正, 68 高圧線補正, 69 鉄道下補正, 70 水路補正, 71 段差補正(距離, 区分), 72 その他正面, 73 その他側方1, 74 その他側方2, 75 その他裏, 76 その他全体, 77 建築規制補正, 78 都市計画予定, 79 規模, 80 合地地積, 81 合地地積(再定義), 82 合地地積S, 83 市街化調区内補正(側方1), 84 市街化調区内補正(側方2), 85 市街化調区内補正(裏), 86 負担水準(固定小規模), 87 負担水準(固定住宅), 88 負担水準(非住宅), 89 負担水準(非住宅農並), 90 負担水準(都計小規模), 91 負担水準(都計住宅), 92 負担水準(都計非住宅), 93 負担水準(都計非住宅農並), 94 単位当評点, 95 63年度評価額, 96 03年度評価額, 97 06年度評価額, 98 09年度評価額, 99 10年度評価額, 100 11年度評価額, 101 12年度評価額, 102 13年度評価額, 103 14年度評価額, 104 15年度評価額, 105 16年度評価額, 106 17年度評価額, 107 18年度評価額, 108 19年度評価額, 109 20年度評価額, 110 21年度評価額, 111 22年度評価額, 112 23年度評価額, 113 24年度評価額, 114 25年度評価額, 115 26年度評価額, 116 27年度評価額, 117 28年度評価額, 118 前年度評価額, 119 現年度評価額, 120 前基準第3年度課税標準額(固定資産税(小規模), 固定資産税(住宅), 固定資産税(非住宅), 固定資産税(宅地並), 固定資産税(農地並), 都市計画税(小規模)都市計画税(住宅), 都市計画税(非住宅), 都市計画税(宅地並), 都市計画税(農地並), 121 前年度課税標準額(固定資産税(小規模), 固定資産税(住宅), 固定資産税(非住宅), 固定資産税(宅地並), 固定資産税(農地並), 都市計画税(小規模)都市計画税(住宅), 都市計画税(非住宅), 都市計画税(宅地並), 都市計画税(農地並), 122 当年度課税標準額(固定資産税(小規模), 固定資産税(住宅), 固定資産税(非住宅), 固定資産税(宅地並), 固定資産税(農地並), 都市計画税(小規模)都市計画税(住宅), 都市計画税(非住宅), 都市計画税(宅地並), 都市計画税(農地並), 123 特例前課税標準額(固定資産税, 都市計画税(宅地並)), 124 エラー, 125 C/C, 126 名義補記サイン, 127 コントロールホール, 128 固定軽減後限度額, 129 都計軽減後限度額, 130 小規模到達S固定, 131 住宅 到達S固定, 132 非住宅到達S固定, 133 小規模到達S都計, 134 住宅 到達S都計, 135 非住宅到達S都計, 136 当初差替時異動サイン, 137 価格下落率, 138 単位当価格, 139 路線価下落サイン

【固定資産税家屋ファイル】

1 レコードキー, 2 物件地コード, 3 納税者コード, 4 所在地, 5 実家屋番号, 6 実家屋番号連絡サイン, 7 登記名義人, 8 登記名義人補記サイン, 9 建物番号, 10 戸番, 11 登記床面積, 12 床面積相違理由, 13 敷地権サイン, 14 構異動サイン, 15 構事変サイン, 16 構異動のみの連絡年月, 17 構に対する異動年月, 18 市評価サイン, 19 チェックコード, 20 棟NO, 21 棟異動サイン, 22 事変サイン, 23 異動年月, 24 調整サイン, 25 化プ, 26 所在地サイン, 27 需給補正率, 28 免税点サイン, 29 比準評価サイン, 30 評価区分, 31 木・非木サイン, 32 分離課税サイン, 33 宗教法人サイン, 34 住宅戸数, 35 種類, 36 種類詳細, 37 構造, 38 主体, 39 屋根, 40 階数, 41 その他, 42 建築年, 43 実建年, 44 評価床面積, 45 1階, 46 1階以外, 47 合計, 48 単位当評点数, 49 損耗補正率, 50 減免等事項, 51 記号, 52 割合, 53 固定分子分子, 54 都計分子分母, 55 適用年数, 56 前基準年度決定価格, 57 現基準年度評価額, 58 決定価格, 59 特例後課税標準額, 60 固定資産税, 61 都市計画税, 62 新築減免終了サイン, 63 エラーサイン, 64 前回構異動のみの異動年月, 65 前回異動年月, 66 機械作成構異動データサイン

【固定資産税共有土地ファイル】

1 レコードキー, 2 家屋物件地コード, 3 土地物件地コード, 4 納税者コード, 5 共有者個人区分, 6 チェックコード, 7 異動サイン, 8 明細, 9 実家屋番号, 10 家屋なしサイン, 11 所在地コード, 12 筆数, 13 底地納税者コード, 14 持ち分, 15 家屋敷地権サイン, 16 補正割合①, 17 補正割合②, 18 補正割合③, 19 補

正割合④, 20 減免事項 (記号, 割合, 固定分子, 固定分母, 都計分子, 都計分母), 21 敷地権サイン, 22 エラーサイン, 23 年度相当

【固定資産税償却資産課税ファイル】

1 物件地コード, 2 納税者コード, 3 業種, 4 入力区分, 5 免税点サイン, 6 評価補正サイン, 7 市評価サイン, 8 年度相当, 9 異動年次, 10 構築物 (1) (取得価格, 理論帳簿価格, 評価額, 非課税該当評価額, 決定価格, 特例軽減額, 課税標準額, 課税免除課税標準額, 減免相当課税標準額), 11 機械及び装置 (2) (取得価格, 理論帳簿価格, 評価額, 非課税該当評価額, 決定価格, 特例軽減額, 課税標準額, 課税免除課税標準額, 減免相当課税標準額), 12 船舶 (3) (取得価格, 理論帳簿価格, 評価額, 非課税該当評価額, 決定価格, 特例軽減額, 課税標準額, 課税免除課税標準額, 減免相当課税標準額), 13 航空機 (4) (取得価格, 理論帳簿価格, 評価額, 非課税該当評価額, 決定価格, 特例軽減額, 課税標準額, 課税免除課税標準額, 減免相当課税標準額), 14 車両及び運搬具 (5) (取得価格, 理論帳簿価格, 評価額, 非課税該当評価額, 決定価格, 特例軽減額, 課税標準額, 課税免除課税標準額, 減免相当課税標準額), 15 工具・器具・備品 (6) (取得価格, 理論帳簿価格, 評価額, 非課税該当評価額, 決定価格, 特例軽減額, 課税標準額, 課税免除課税標準額, 減免相当課税標準額), 16 調整額 (7) (取得価格, 理論帳簿価格, 評価額, 非課税該当評価額, 決定価格, 特例軽減額, 課税標準額, 課税免除課税標準額, 減免相当課税標準額), 17 合計 (取得価格, 理論帳簿価格, 評価額, 非課税該当評価額, 決定価格, 特例軽減額, 課税標準額, 課税免除課税標準額, 減免相当課税標準額), 18 免税点判定区

【固定資産税償却資産明細ファイル】

1 物件コード, 2 納税者コード, 3 資産種類コード, 4 資産コード, 5 業種コード, 6 資産名称, 7 数量, 8 取得年月, 9 評価区分, 10 取得価格, 11 耐用年数, 12 減価残存率, 13 増加償却減価残存率, 14 前年度評価額, 15 陳腐化償却当年度評価, 16 特例等コード1, 17 特例等コード2, 18 分子, 19 分母, 20 評価額補正率, 21 当年度評価額, 22 理論帳簿価格, 23 決定価格, 24 当年度課税標準額, 25 補正前評価額, 26 増加事由, 27 減少事由, 28 処理年月, 29 前年度理論帳簿価格, 30 当年度陳腐化理論帳簿価格, 31 免税点判定サイン, 32 個人法人サイン, 33 市評価サイン, 34 免税点判定区

【固定資産税償却資産申告書ファイル】

1 物件コード, 2 納税者コード, 3 C/H, 4 業種コード, 5 構築物 (1) (前年取得価格, 前年中減少分取得価格, 前年中取得分取得価格, 理論帳簿価格, 評価額), 6 機械及び装置 (2) (前年取得価格, 前年中減少分取得価格, 前年中取得分取得価格, 理論帳簿価格, 評価額), 7 船舶 (3) (前年取得価格, 前年中減少分取得価格, 前年中取得分取得価格, 理論帳簿価格, 評価額), 8 航空機 (4) (前年取得価格, 前年中減少分取得価格, 前年中取得分取得価格, 理論帳簿価格, 評価額), 9 車両及び運搬具 (5) (前年取得価格, 前年中減少分取得価格, 前年中取得分取得価格, 理論帳簿価格, 評価額), 10 工具・器具・備品 (6) (前年取得価格, 前年中減少分取得価格, 前年中取得分取得価格, 理論帳簿価格, 評価額), 11 調整額 (7) (前年取得価格, 前年中減少分取得価格, 前年中取得分取得価格, 理論帳簿価格, 評価額), 12 処理年月, 13 免税点判定サイン, 14 市評価サイン, 15 免税点判定区

【固定資産税税額ファイル】

1 物件区, 2 納税者コード, 3 チェックコード, 4 減免サイン, 5 猶予サイン, 6 土地有無, 7 家屋有無, 8 総括S, 9 減免取り消しS, 10 異動年次, 11 年度相当, 12 異動サイン, 13 土地課税標準額 (固定課免前課税標準額, 固定課免相当課税標準額, 固定課免後課税標準額, 都計課免前課税標準額, 都計課免相当課税標準額, 都計課免後課税標準額), 14 共有土地課税標準額 (固定課免前課税標準額, 固定課免相当課税標準額, 固定課免後課税標準額, 都計課免前課税標準額, 都計課免相当課税標準額, 都計課免後課税標準額), 15 家屋課税標準額 (固定課免前課税標準額, 固定課免相当課税標準額, 固定課免後課税標準額, 都計課免前課税標準額, 都計課免相当課税標準額, 都計課免後課税標準額), 16 一般分税額 (固定減免相当税額, 固定減免免除猶予後税額, 都計減免相当税額, 都計減免免除猶予後税額), 17 共有分税額 (固定減免相当税額, 固定減免後税額, 都計減免相当税額, 都計減免後税額), 18 徴収猶予税額 (固定資産税, 都市計画税), 19 免除分税額 (固定資産税, 都市計画税), 20 生産緑地減額分税額 (固定資産税, 都市計画税), 21 年税額 (宅地並) (固定資産税, 都市計画税, 合計), 22 期割税額 (第1期税額, 第2期税額, 第3期税額, 第4期税額), 23 随時分調定月, 24 随時分税額, 25 更正随時調定月, 26 更正随時税額, 27 両年度期間過年度税額4月調定分税額, 28 両年度期間過年度税額5月調定分税額, 29 過年度調定額合計, 30 手計算サイン1, 31 手計算サイン2, 32 機械計算年税額, 33 免税点以下土地課税 (宅地並) (固定資産税課税標準額, 都市計画税課税標準額), 34 免税点以下家屋課税 (固定資産税課税標準額, 都市計画税課税標準額), 35 特例相当課税 (固定土地課税標準額, 固定家屋課税標準額, 都計土地課税標準額, 都計家屋課税標準額), 36 手計算減免相当税額1 (固定一般分, 固定共有分, 都計一般分, 都計共有分), 37 手計算減免相当税額2 (固定一般分, 固定共有分, 都計一般分, 都計共有分), 38 手計算減免相当税額3 (固定一般分, 固定共有分, 都計一般分, 都計共有分), 39 手計算減免相当税額4 (固定一般分, 固定共有分, 都計一般分, 都計共有分), 40 機械計算減免相当税額 (固定一般分, 固定共有分, 都計一般分, 都計共有分), 41 法律上土地都計課税標準額前, 42 法律上土地都計課税標準額相当, 43 法律上土地都計課税標準額後, 44 法律上共有都計課税標準額前, 45 法律上共有都計課税標準額相当, 46 法律上共有都計課税標準額後, 47 都計一般減額税額, 48 都計共有減額税額

【軽自動車税ファイル】

1 キーコード, 2 年度相当, 3 納税者コード, 4 整理ナンバー, 5 キーコード2, 6 調定年度, 7 調定月, 8 期別, 9 発生年月日, 10 消滅年月日, 11 職権サイン, 12 課税保留サイン, 13 非課税サイン, 14 標番変更サイン, 15 減免サイン, 16 課税サイン, 17 特殊車サイン, 18 改造車サイン, 19 調定区分, 20 車種コード,

21 調定額, 22 車両番号, 23 分類Ⅰ, 24 表示, 25 分類Ⅱ, 26 区分, 27 車両ナンバー, 28 車台登録番号, 29 車名コード, 30 車名, 31 型式, 32 車台番号, 33 排気量, 34 登録理由, 35 廃車理由, 36 エラーサイン, 37 証明用サイン, 38 異動処理日, 39 異動サイン, 40 データ更新情報, 41 処理事由コード, 42 処理時間, 43 更新区, 44 更新日, 45 車種補助コード, 46 初度検査年月, 47 税率サイン

【事業所税課税ファイル】

1 事業所コード, 2 納税者コード, 3 チェックコード, 4 事業年度始期, 5 事業年度終期, 6 調定年度, 7 過年度, 8 新增設サイン, 9 申告区分, 10 調定月, 11 事業所No., 12 前調定年月, 13 コントロールホール, 14 異動サイン, 15 処理年, 16 区コード, 17 決算月, 18 資本金, 19 納期限, 20 申告年月日, 21 資産割, 22 課税サイン, 23 事業所床面積, 24 全年分, 25 月割分, 26 非課税床面積, 27 全年分, 28 月割分, 29 特例控除床面積, 30 全年分, 31 月割分, 32 課税標準床面積, 33 月数, 34 全年分, 35 月割分, 36 合計, 37 算出額算出割, 38 既確定額, 39 納付すべき額, 40 従業者割, 41 課税サイン, 42 給与総額, 43 非課税給与額, 44 特例控除給与額, 45 課税標準給与額, 46 算出額, 47 割既確定額, 48 納付すべき額, 49 減免前税額合計, 50 既確定額合計, 51 納付すべき額, 52 資産割減免額, 53 減免額算出額, 54 既減免額, 55 追加減免額, 56 従業者割減免額, 57 減免額算出額, 58 既減免額, 59 追加減免額, 60 減免額合計, 61 減免算出額, 62 既減免額, 63 追加減免額, 64 減免後税額(今回調定額), 65 納付すべき額(資産割), 66 納付すべき額(従業者割), 67 納付すべき額(合計), 68 減免内訳, 69 コード, 70 資産割, 71 床面積×月数, 72 減免額徴収猶予額, 73 従業者割, 74 給与額, 75 減免額, 76 減免額計, 77 エラーサイン, 78 エラーフラッグ, 79 処理年月

【事業所税明細ファイル】

1 事業所コード, 2 納税者コード, 3 チェックコード, 4 事業年度始期, 5 事業年度終期, 6 調定年度, 7 過年度, 8 新增設サイン, 9 申告区分, 10 調定月, 11 事業所No., 12 前調定年月, 13 コントロールホール, 14 異動サイン, 15 処理年, 16 区コード, 17 決算月, 18 事業所等, 19 資産割, 20 専用床面積, 21 共用床面積, 22 事業所床面積, 23 従業者割, 24 従業者数, 25 給与総額, 26 明細書, 27 資産割, 28 専用床面積, 29 共用床面積, 30 事業所床面積, 31 月数, 32 従業者割, 33 従業者数, 34 給与総額, 35 非課税明細書, 36 コード, 37 資産割, 38 床面積, 39 従業者割, 40 従業者数, 41 給与総額, 42 非課税明細書合計, 43 コード, 44 資産割, 45 床面積, 46 従業者割, 47 従業者数, 48 給与総額, 49 特例明細書, 50 コード, 51 資産割, 52 特例床面積, 53 控除床面積, 54 従業者割, 55 特例給与総額, 56 控除給与総額, 57 特例明細書合計, 58 資産割, 59 控除床面積, 60 従業者割, 61 控除給与総額, 62 共用部分計算書, 63 専用延べ面積, 64 事業所延べ面積, 65 非課税面積, 66 課税床面積, 67 床面積合計, 68 事業所床面積, 69 非課税に係る共用床面積内訳, 70 消防設備等(ア), 71 全部非課税(イ), 72 2分の1非課税(ウ), 73 ア～ウ以外, 74 合計, 75 減免決定書, 76 コード, 77 資産割, 78 該当床面積(ア), 79 ア×月数, 80 従業者割, 81 支払い給与額, 82 特殊関係者等明細書, 83 納税者コード, 84 床面積, 85 従業者数, 86 エラーサイン, 87 エラーフラッグ, 88 処理年月

【口座振替情報ファイル】

1 口座マスタレコード, 2 口座KEY, 3 税目, 4 年度相当, 5 納税者コード, 6 異動事由, 7 納税義務者名カナ, 8 金融機関コード, 9 銀行コード, 10 支店コード, 11 銀行名カナ, 12 支店名カナ, 13 口座情報, 14 口座種別, 15 口座番号, 16 口座名義人カナ, 17 納付サイン(納付方法), 18 はがき発行サイン, 19 開始年月, 20 停止年月, 21 利用者コード, 22 利用者コード(番号), 23 利用者コード(利用者区分), 24 振替済通知希望サイン, 25 MT交換サイン, 26 口座マスタ更新情報, 27 更新区, 28 管轄, 29 更新年月日

【収納状況ファイル】

1 税目, 2 住所コード, 3 氏名コード, 4 整理ナンバー, 5 C/C, 6 調定年度, 7 年度相当, 8 調定月, 9 期別, 10 異動サイン, 11 調定回数, 12 調定額, 13 納期限, 14 調定年月日, 15 処理年月日(調定), 16 収入回数, 17 収入額, 18 前納報奨金額(郵便手数料), 19 会計執行年月日, 20 収納年月日, 21 処理年月日(収入), 22 収入方法, 23 科目コード(本税), 24 科目コード(延滞金), 25 科目コード(加算金), 26 前納サイン, 27 郵便サイン, 28 分納サイン, 29 還付サイン, 30 振替サイン, 31 戻入サイン, 32 銀行バッチナンバー

【収納状況サインファイル】

1 税目, 2 納税者コード, 3 整理ナンバー, 4 法人[調定年度], 5 法人[申告区分], 6 C/C, 7 調定年度, 8 年度相当, 9 調定月, 10 期別, 11 異動サイン, 12 納税通知書公示サイン, 13 納期変更, 14 納期変更サイン, 15 納期変更年月日, 16 督促状公示サイン, 17 調定移管, 18 調定移管サイン1, 19 調定移管年月日, 20 不納欠損, 21 不納欠損サイン, 22 不納欠損年月日, 23 滞納処分, 24 滞納処分サイン, 25 滞納処分年月日, 26 差押財産種別サイン, 27 住所不印字サイン, 28 督促状発付サイン, 29 処分票発付サイン, 30 調定移管サイン2, 31 都計税・法人市民税均等割額, 32 特徴納税義務者人数, 33 催告書発付サイン, 34 分納誓約サイン, 35 機械処理サイン, 36 処分解除, 37 処分解除サイン, 38 処分解除年月日, 39 差押予告サイン1, 40 差押予告サイン2, 41 差押予告サイン3, 42 差押予告サイン4

【個人市民税課税支援システム 課税情報ファイル】

1 資料コード, 2 資料管理コード, 3 課税年度, 4 資料保管区, 5 帳票種類コード, 6 指定番号, 7 受給者番号, 8 報告人員(在職(特徴)), 9 報告人員(退職(普徴)), 10 報告人員(その他(普徴)), 11 特徴希望サイン, 12 名称所在地変更サイン, 13 徴収別人数, 14 合算不可サイン, 15 租税条約サイン, 16 前職給与合算済み(摘要欄), 17 前職給与支払金額, 18 前職社会保険料控除, 19 提出年, 20 提出月, 21 提出日, 22 郵便番号, 23 住所, 24 1月1日の住所, 25 氏名カナ, 26 氏名, 27 性別, 28 職業, 29 屋号・雅号, 30 世帯主氏名, 31 世帯主との続柄, 32 生年月日元号, 33 生年月日元号1, 34 生年月日元号2, 35 生年月日元号3, 36 生年月日元号4, 37 生年月日年, 38 生年月日月, 39 生年月日日, 40 電話番号の種類, 41 電話番号, 42 種類(青色), 43 種類(分離), 44 種類(損失), 45 種類(修正), 46 特農の表示, 47 営業等収入, 48 農業収入, 49 不動産収入, 50 利子収入, 51 配当収入, 52 給与収入, 53 雑の公的年金等収入, 54 公的年金等収入第1号分, 55 公的年金等収入第2号分, 56 公的年金等収入第3号分, 57 公的年金等源泉徴収第1号分, 58 公的年金等源泉徴収第2号分, 59 公的年金等源泉徴収第3号分, 60 雑のその他収入, 61 総合譲渡の短期収入, 62 総合譲渡の長期収入, 63 一時収入, 64 営業等所得, 65 農業所得, 66 不動産所得, 67 利子所得, 68 配当所得, 69 給与所得, 70 雑所得, 71 総合譲渡・一時所得, 72 合計所得, 73 雑損控除, 74 医療費控除, 75 社会保険料控除, 76 社会保険料控除の内小規模分, 77 小規模企業共済等掛金控除, 78 生命保険料控除, 79 地震保険料控除, 80 寄附金控除, 81 寡婦・寡夫控除, 82 勤労学生・障害者控除, 83 配偶者控除, 84 配偶者特別控除, 85 扶養控除, 86 基礎控除, 87 小計, 88 控除合計, 89 課税される所得金額又は第三表, 90 上の26に対する税額又は第三表の79, 91 配当控除, 92 区分名, 93 区分, 94 区分額, 95 住宅借入金等特別控除, 96 政党等寄附金特別控除, 97 住宅耐震改修特別控除, 98 差引所得税額, 99 災害減免額・外国税額控除, 100 再差引所得税額, 101 定率減税額, 102 源泉徴収税額, 103 申告納税額, 104 予定納税額(第1期分・第2期分), 105 第3期分の税額の納める税金, 106 第3期分の税額の納める税金税額の還付される税金, 107 配偶者の合計所得金額, 108 専従者給与(控除)額の合計額, 109 青色申告特別控除額, 110 雑所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額, 111 未納付の源泉徴収税額, 112 本年分で差し引く繰越損失額, 113 平均課税対象金額, 114 変動・臨時所得金額の区分, 115 変動・臨時所得金額, 116 乙欄, 117 事業専従者の氏名1, 118 事業専従者の生年月日1元号, 119 事業専従者の生年月日1年, 120 事業専従者の生年月日1月, 121 事業専従者の生年月日1日, 122 事業専従者の続柄1, 123 事業専従者の従事月数・程度仕事の内容1, 124 事業専従者の給与額1, 125 事業専従者の氏名2, 126 事業専従者の生年月日2元号, 127 事業専従者の生年月日2年, 128 事業専従者の生年月日2月, 129 事業専従者の生年月日2日, 130 事業専従者の続柄2, 131 事業専従者の従事月数・程度仕事の内容2, 132 事業専従者の給与額2, 133 事業専従者の氏名3, 134 事業専従者の生年月日3元号, 135 事業専従者の生年月日3年, 136 事業専従者の生年月日3月, 137 事業専従者の生年月日3日, 138 事業専従者の続柄3, 139 事業専従者の従事月数・程度仕事の内容3, 140 事業専従者の給与額3, 141 事業専従者の氏名4, 142 事業専従者の生年月日4元号, 143 事業専従者の生年月日4年, 144 事業専従者の生年月日4月, 145 事業専従者の生年月日4日, 146 事業専従者の続柄4, 147 事業専従者の従事月数・程度仕事の内容4, 148 事業専従者の給与額4, 149 事業専従者の氏名5, 150 事業専従者の生年月日5元号, 151 事業専従者の生年月日5年, 152 事業専従者の生年月日5月, 153 事業専従者の生年月日5日, 154 事業専従者の続柄5, 155 事業専従者の従事月数・程度仕事の内容5, 156 事業専従者の給与額5, 157 専従者給与額の合計額, 158 特例適用条文等の有無, 159 損害の原因, 160 損害年, 161 損害月, 162 損害日, 163 損害を受けた資産の種類など, 164 損害金額, 165 保険金などで補てんされる金額, 166 差引損失額のうち災害関連支出の金額, 167 支払医療費, 168 医療費控除の保険金などで補てんされる金額, 169 一般の保険料の計, 170 個人年金保険料の計, 171 旧長期保険料の計, 172 短期保険料の計, 173 寄附先の所在地・名称, 174 寄附金, 175 上のうち都道府県等や住所地の共同募金会、日赤支部分, 176 寡婦(寡夫)1, 177 寡婦(寡夫)2, 178 寡婦(寡夫)3, 179 寡婦(寡夫)控除, 180 寡婦死別, 181 寡婦離婚, 182 寡婦生死不明, 183 寡婦未帰還, 184 未成年者, 185 勤労学生控除, 186 勤労学生控除の学校名, 187 本人障害1, 188 本人障害2, 189 障害者人数, 190 特別障害者人数, 191 控除対象配偶者1, 192 控除対象配偶者2, 193 老人配偶者, 194 配偶者の氏名, 195 配偶者の生年月日元号, 196 配偶者の生年月日年, 197 配偶者の生年月日月, 198 配偶者の生年月日日, 199 特定扶養の人数, 200 老人扶養の人数, 201 老人扶養の内同居の人数, 202 その他扶養の人数, 203 扶養障害者の人数, 204 扶養特別障害者の人数, 205 扶養特別障害者の内同居の人数, 206 扶養親族の氏名1, 207 続柄1, 208 生年月日1元号, 209 生年月日1年, 210 生年月日1月, 211 生年月日1日, 212 控除額1, 213 扶養親族の氏名2, 214 続柄2, 215 生年月日2元号, 216 生年月日2年, 217 生年月日2月, 218 生年月日2日, 219 控除額2, 220 扶養親族の氏名3, 221 続柄3, 222 生年月日3元号, 223 生年月日3年, 224 生年月日3月, 225 生年月日3日, 226 控除額3, 227 扶養親族の氏名4, 228 続柄4, 229 生年月日4元号, 230 生年月日4年, 231 生年月日4月, 232 生年月日4日, 233 控除額4, 234 扶養親族の氏名5, 235 続柄5, 236 生年月日5元号, 237 生年月日5年, 238 生年月日5月, 239 生年月日5日, 240 控除額5, 241 扶養親族の氏名6, 242 続柄6, 243 生年月日6元号, 244 生年月日6年, 245 生年月日6月, 246 生年月日6日, 247 控除額6, 248 扶養控除額の合計, 249 徴収方法, 250 別居の氏名, 251 別居の住所, 252 所得税で控除対象配偶者・扶養親族・事業専従者の氏名, 253 所得税で控除対象配偶者・扶養親族・事業専従者の住所, 254 所得税で控除対象配偶者などとした専従者氏名, 255 所得税で控除対象配偶者などとした専従者控除額, 256 配当に関する住民税の特例, 257 非居住者の特例, 258 配当割額控除額, 259 株式等譲渡所得割額控除額, 260 非課税所得など番号, 261 非課税所得など所得金額, 262 損益通算の特例適用前の不動産所得, 263 不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額, 264 事業用資産の譲渡損失など, 265 前年中の開(廃)業の開始・廃止, 266 前年中の開(廃)業の開始・廃止の月, 267 前年中の開(廃)業の開始・廃止の日, 268 都道府県の事務所等, 269 特例適用条文法1, 270 特例適用条文法2, 271 特例適用条文法3, 272 特例適用条文条1, 273 特例適用条文条2, 274 特例適用条文条3, 275 特例適用条文項1, 276 特例適用条文項2, 277 特例適用条文項3, 278 特例適用条文号1, 279 特例適用条

文号2, 280 特例適用条文号3, 281 短期譲渡一般分収入, 282 短期譲渡軽減分収入, 283 長期譲渡一般分収入, 284 長期譲渡特定分収入, 285 長期譲渡軽減分収入, 286 株式等の譲渡未公開分収入, 287 株式等の譲渡上場分収入, 288 先物取引収入, 289 山林収入, 290 退職収入, 291 短期譲渡一般分所得, 292 短期譲渡軽減分所得, 293 長期譲渡一般分所得, 294 長期譲渡特定分所得, 295 長期譲渡軽減分所得, 296 株式等の譲渡未公開分所得, 297 株式等の譲渡上場分所得, 298 先物取引所得, 299 山林所得, 300 退職所得, 301 総合課税の合計額, 302 所得から差し引かれる金額, 303 総合課税対応分, 304 分離短期対応分, 305 分離長期対応分, 306 分離株式対応分, 307 分離先物対応分, 308 山林対応分, 309 退職対応分, 310 総合課税対応分(税額), 311 分離短期対応分(税額), 312 分離長期対応分(税額), 313 分離株式対応分(税額), 314 分離先物対応分(税額), 315 山林対応分(税額), 316 退職対応分(税額), 317 対応分(税額)の合計, 318 株式等の繰越損失, 319 株式等の損失の金額, 320 先物取引の繰越損失額, 321 先物取引の損失の金額, 322 退職所得の生ずる場所, 323 退職所得控除額, 324 区分1, 325 区分2, 326 区分3, 327 所得の生ずる場所1, 328 所得の生ずる場所2, 329 所得の生ずる場所3, 330 必要経費1, 331 必要経費2, 332 必要経費3, 333 差引金額1, 334 差引金額2, 335 差引金額3, 336 特別控除額1, 337 特別控除額2, 338 特別控除額3, 339 合計, 340 経常所得, 341 短期分離譲渡区分等, 342 短期分離譲渡所得の生ずる場所, 343 短期分離譲渡収入金額, 344 短期分離譲渡必要経費, 345 短期分離譲渡差引金額, 346 短期分離譲渡損失額又は所得金額, 347 短期総合譲渡差引金額, 348 短期総合譲渡特別控除額, 349 短期総合譲渡損失額又は所得金額, 350 長期分離譲渡区分等, 351 長期分離譲渡所得の生ずる場所, 352 長期分離譲渡収入金額, 353 長期分離譲渡必要経費, 354 長期分離譲渡差引金額, 355 長期分離譲渡損失額又は所得金額, 356 長期総合譲渡差引金額, 357 長期総合譲渡特別控除額, 358 長期総合譲渡損失額又は所得金額, 359 一時差引金額, 360 一時特別控除額, 361 一時損失額又は所得金額, 362 山林損失額又は所得金額, 363 退職区分等, 364 退職所得の生ずる場所, 365 退職収入金額, 366 退職必要経費, 367 退職差引金額, 368 退職損失額又は所得金額, 369 株式等の譲渡未公開分収入金額, 370 株式等の譲渡未公開分損失額又は所得金額, 371 株式等の譲渡上場分収入金額, 372 株式等の譲渡上場分損失額又は所得金額, 373 先物取引収入金額, 374 先物取引損失額又は所得金額, 375 経常所得の通算前, 376 経常所得の第1次通算後, 377 経常所得の第2次通算後, 378 経常所得の第3次通算後, 379 経常所得の損失額又は所得金額, 380 短期総合譲渡の通算前, 381 短期総合譲渡の第1次通算後, 382 短期総合譲渡の第2次通算後, 383 短期総合譲渡の第3次通算後, 384 短期総合譲渡の損失額又は所得金額, 385 長期分離譲渡の通算前, 386 長期分離譲渡の第1次通算後, 387 長期分離譲渡の第2次通算後, 388 長期分離譲渡の第3次通算後, 389 長期分離譲渡の損失額又は所得金額, 390 長期総合譲渡の通算前, 391 長期総合譲渡の第1次通算後, 392 長期総合譲渡の第2次通算後, 393 長期総合譲渡の第3次通算後, 394 一時の通算前, 395 一時の第1次通算後, 396 一時の第2次通算後, 397 一時の第3次通算後, 398 長期総合譲渡・一時の損失額又は所得金額, 399 山林の第1次通算後, 400 山林の第2次通算後, 401 山林の第3次通算後, 402 山林の損失額又は所得金額, 403 退職の第2次通算後, 404 退職の第3次通算後, 405 損失額又は所得金額の合計額, 406 青色申告者の損失の金額, 407 居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額, 408 変動所得の損失額, 409 営業等・農業の被災事業用資産の種類など, 410 営業等・農業の損害の原因, 411 営業等・農業の損害年, 412 営業等・農業の損害月, 413 営業等・農業の損害日, 414 営業等・農業の損害金額, 415 営業等・農業の保険金などで補てんされる金額, 416 営業等・農業の差引損失額, 417 不動産の被災事業用資産の種類など, 418 不動産の損害の原因, 419 不動産の損害年, 420 不動産の損害月, 421 不動産の損害日, 422 不動産の損害金額, 423 不動産の保険金などで補てんされる金額, 424 不動産の差引損失額, 425 山林の被災事業用資産の種類など, 426 山林の損害の原因, 427 山林の損害年, 428 山林の損害月, 429 山林の損害日, 430 山林の損害金額, 431 山林の保険金などで補てんされる金額, 432 山林の差引損失額, 433 山林所得に係る被災事業用資産の損失額, 434 山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額, 435 青色の場合の山林以外の所得の損失の引ききれなかった損失額1, 436 青色の場合の山林以外の所得の損失の差し引く損失額1, 437 青色の場合の山林所得の損失の引ききれなかった損失額1, 438 青色の場合の山林所得の損失の差し引く損失額1, 439 白色の場合の変動所得の損失の引ききれなかった損失額1, 440 白色の場合の変動所得の損失差し引く損失額1, 441 白色の場合の山林以外の引ききれなかった損失額1, 442 白色の場合の山林以外の差し引く損失額1, 443 白色の場合の山林の引ききれなかった損失額1, 444 白色の場合の山林の差し引く損失額1, 445 特定居住用財産の譲渡損失の引ききれなかった損失額1, 446 特定居住用財産の譲渡損失の差し引く損失額1, 447 雑損失の引ききれなかった損失額1, 448 雑損失の差し引く損失額1, 449 青色の場合の山林以外の所得の損失の引ききれなかった損失額2, 450 青色の場合の山林以外の所得の損失の差し引く損失額2, 451 青色の場合の山林以外の所得の損失の差し引かれる損失額2, 452 青色の場合の山林所得の損失の引ききれなかった損失額2, 453 青色の場合の山林所得の損失の差し引く損失額2, 454 青色の場合の山林所得の損失の差し引かれる損失額2, 455 白色の場合の変動所得の損失の引ききれなかった損失額2, 456 白色の場合の変動所得の損失差し引く損失額2, 457 白色の場合の変動所得の損失差し引かれる損失額2, 458 白色の場合の山林以外の引ききれなかった損失額2, 459 白色の場合の山林以外の差し引く損失額2, 460 白色の場合の山林以外の差し引かれる損失額2, 461 白色の場合の山林の引ききれなかった損失額2, 462 白色の場合の山林の差し引く損失額2, 463 白色の場合の山林の差し引かれる損失額2, 464 特定居住用財産の譲渡損失の引ききれなかった損失額2, 465 特定居住用財産の譲渡損失の差し引く損失額2, 466 特定居住用財産の譲渡損失の差し引かれる損失額2, 467 雑損失の引ききれなかった損失額2, 468 雑損失の差し引く損失額2, 469 雑損失の差し引かれる損失額2, 470 青色の場合の山林以外の所得の損失の引ききれなかった損失額3, 471 青色の場合の山林以外の所得の損失の差し引く損失額3, 472 青色の場合の山林以外の所得の損失の差し引かれる損失額3, 473 青色の場合の山林所得の損失の引ききれなかった損失額3, 474 青色の場合の山林所得の損失の差し引く損失額3, 475 青色の場合の山林所得の損失の差し引かれる損失額3, 476 白色の場合の変動所得の損失の引ききれなかった損失額3, 477 白色の場合の変動所得の損失差し引く損失額3, 478 白色の場合の変動所得の損失差し引かれる損失額3, 479 白色の場合の山林以外の引ききれなかった損失額3, 480 白

色の場合の山林以外の差し引く損失額3, 481 白色の場合の山林以外の差し引かれる損失額3, 482 白色の場合の山林の引ききれなかった損失額3, 483 白色の場合の山林の差し引く損失額3, 484 白色の場合の山林の差し引かれる損失額3, 485 特定居住用財産の譲渡損失の引ききれなかった損失額3, 486 特定居住用財産の譲渡損失の差し引く損失額3, 487 特定居住用財産の譲渡損失の差し引かれる損失額3, 488 雑損失の引ききれなかった損失額3, 489 雑損失の差し引く損失額3, 490 雑損失の差し引かれる損失額3, 491 株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額, 492 先物取引に係る所得から差し引く損失額, 493 雑損控除, 医療費控除及び寄付金控除の計算で使用する所得金額の合計額, 494 翌年以後に繰り越される雑損失の金額, 495 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額, 496 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額, 497 死亡退職, 498 災害者, 499 外国人, 500 就職, 501 退職, 502 中途就・退年, 503 中途就・退月, 504 中途就・退日, 505 摘要, 506 支払者所在地, 507 支払者名称, 508 支払者電話番号, 509 訂正サイン, 510 寄附金税額控除(都道府県、市区町村分), 511 寄附金税額控除(住所地の共同募金会、日赤支部分), 512 条例指定分(都道府県), 513 条例指定分(市区町村), 514 区コード(住所区), 515 住宅借入金等特別控除可能額, 516 住宅借入金等特別控除適用家屋居住年(1回目), 517 住宅借入金等特別控除適用家屋居住月(1回目), 518 住宅借入金等特別控除適用家屋居住日(1回目), 519 住宅借入金等特別控除適用数, 520 住宅借入金等特別控除可能額, 521 住宅借入金等特別控除区分(1回目), 522 住宅借入金等の額(1回目), 523 住宅借入金等特別控除適用家屋居住年(2回目), 524 住宅借入金等特別控除適用家屋居住月(2回目), 525 住宅借入金等特別控除適用家屋居住日(2回目), 526 住宅借入金等特別控除区分(2回目), 527 住宅借入金等の額(2回目), 528 内未払給与支払額, 529 内未払源泉徴収税額, 530 上場株等の配当所得, 531 住宅借入金居住開始年月日有サイン, 532 上場株式等の配当収入, 533 上場株式等の配当課税所得, 534 上場株式等の配当税額, 535 上場株式等の配当の繰越損失額, 536 上場株式等の配当所得損失額又は所得金額, 537 本年分の上場株式等に係る配当所得から差し引く損失額, 538 バッチ処理日時, 539 バッチ処理ID, 540 給報サマリーグループ番号, 541 所得 農業 内肉用牛, 542 扶養 年少, 543 KSK 寄附金控除, 544 KSK 再取得住宅借入金控除額, 545 KSK 減失住宅借入金控除額, 546 KSK 重複適用住宅借入金控除額, 547 KSK 申告記載寄附金税額控除額, 548 KSK 住宅耐震改修特別控除, 549 KSK 住宅特定改修特別税額控除, 550 KSK 認定長期優良住宅新築等特別税額控除

【個人市民税課税支援システム 扶養情報ファイル】

1 課税年度, 2 扶養者納税者コード, 3 扶配専納税者コード, 4 扶養者宛名番号, 5 扶配専宛名番号, 6 世帯番号, 7 被扶養者生年月日, 8 続柄1, 9 続柄2, 10 続柄3, 11 性別, 12 扶養者区コード, 13 被扶養者区コード, 14 遠隔地扶養者氏名, 15 遠隔地扶養者住所, 16 扶養区分, 17 障害者区分, 18 専従者区分, 19 専従者給与, 20 調査表サイン, 21 否認サイン, 22 オンライン確認サイン, 23 通知日, 24 被扶養者(扶配専)資料番号, 25 連携時自動更新フラグ, 26 更新処理ID, 27 処理年月日, 28 処理時分秒, 29 職員番号, 30 端末番号, 31 更新番号, 32 データ区分コード, 33 給報不可フラグ

【滞納整理支援ファイル】

1 DV, 2 NTT窓口, 3 OCR消込日, 4 あて先, 5 カナ清音名称, 6 かな文字コード, 7 カナ名称, 8 グループ番号, 9 クレジット加盟店有無, 10 コンピュータ名, 11 その他債権財産番号, 12 その他参考事項, 13 その他調査, 14 その他納付計画, 15 タイトル, 16 データNo, 17 データ区分, 18 データ作成フラグ, 19 バーコード, 20 マシン種類, 21 メッセージ, 22 ラベル, 23 ラベル選択, 24 リンク番号, 25 レコード番号, 26 宛先番号, 27 宛名外字有無, 28 異動サイン, 29 異動更正事由, 30 異動更正日, 31 異動日, 32 一回分金額, 33 一括送付回数, 34 一次回答日, 35 一次照会日, 36 一普, 37 一覽伺い, 38 一覽調査, 39 一連番号, 40 引渡期限日, 41 延滞金, 42 延滞金計算区分, 43 延滞金計算日, 44 延滞金計算有無, 45 延滞金減免番号, 46 延滞金減免有無, 47 延滞金文言, 48 延滞金有無, 49 延長処分番号, 50 加算開始年, 51 加算額, 52 加算月, 53 加入権財産番号, 54 加入権種類, 55 加盟店所在地, 56 加盟店番号, 57 家屋子々番, 58 家屋子番, 59 家屋枝番, 60 家屋調査番号, 61 家屋棟数, 62 家屋棟番, 63 家屋番号, 64 家族状況, 65 家賃財産番号, 66 課税階以外床面積, 67 課税階床面積, 68 課税現年, 69 課税現年滞繰, 70 課税構造, 71 課税種類, 72 課税状況, 73 課税滞繰, 74 課税地下階数, 75 課税地上階数, 76 課税年度, 77 課税標準額総所得, 78 課税標準額分離所得, 79 過去の取引金額, 80 過去の取引月, 81 解除区分, 82 解除事由, 83 解除処分番号, 84 解除日, 85 解除有無, 86 解除理由, 87 解除理由区分, 88 解約返済金, 89 回数, 90 回答期日, 91 回答日, 92 回答有無, 93 開始日, 94 外国人カナ名称, 95 外国人本名, 96 外国人本名外字有無, 97 外字印字有無, 98 該当区分, 99 該当事由, 100 該当事由コード, 101 確定延滞金, 102 確定延滞金有無, 103 学区コード, 104 完納フラグ, 105 完納日, 106 換価額, 107 換価区分, 108 換価日, 109 漢字宛名, 110 漢字名称, 111 管理番号, 112 関連者リンク番号, 113 関連者支店番号, 114 関連種類コード, 115 関連重さコード, 116 基準日, 117 期別, 118 期限日, 119 記号, 120 記号番号, 121 記録返戻日, 122 起案日, 123 求意見日, 124 給与財産番号, 125 給与支払, 126 給与支払額, 127 給与支払月日, 128 旧納期限, 129 許可区分, 130 許可不許可理由, 131 供託官, 132 供託金額, 133 供託金財産番号, 134 供託者, 135 供託対象, 136 供託年月日, 137 供託番号, 138 共益費, 139 共有者リンク番号, 140 共有者支店番号, 141 共有者人数, 142 共有者数, 143 共有代表者リンク番号, 144 共有代表者支店番号, 145 協会名, 146 勤務先, 147 勤務先リンク番号, 148 勤務先区分, 149 勤務先支店番号, 150 勤務先入力区分, 151 勤務先入力連番, 152 金融機関, 153 金融機関コード, 154 金融機関支店名, 155 金融機関名, 156 区コード, 157 区分, 158 区分種類コード, 159 郡市区名, 160 係コード, 161 型式, 162 契約会社支住所, 163 契約会社支店名, 164 契約開始日, 165 契約期間開始日, 166 契約期間終了日, 167 契約更新開始日, 168 契約更新終了日, 169 契約更新日, 170 契約者, 171 契約者有無, 172 契約終了日, 173 契約書有無, 174 契約状況, 175 契約内容, 176 契約日, 177

契約年月日, 178 経過一元区分, 179 経過記録, 180 経過記録更新時刻, 181 経過記録更新日, 182 経過記録作成有無, 183 経過種別コード, 184 経過詳細更新時刻, 185 経過詳細更新日, 186 経過内容コード, 187 経歴番号, 188 計画家屋課税標準額, 189 計画課税標準額合計, 190 計画共有課税標準額, 191 計画土地課税標準額, 192 計算方法, 193 軽減税額, 194 欠損確定日, 195 欠損事由コード, 196 欠損種類, 197 欠損税額, 198 決済日, 199 決裁日, 200 決定減免区分, 201 決定日, 202 月間隔, 203 件数, 204 件数超過区分, 205 件名, 206 券面金額, 207 建築区分, 208 建築年次, 209 検索地域コード, 210 権利者番号, 211 原因, 212 原因日, 213 原因日付, 214 原戸籍部数, 215 原動機型式, 216 原簿閲覧日, 217 減免開始日, 218 減免区分, 219 減免取消日, 220 減免終了日, 221 減免税額, 222 減免判定, 223 減免番号, 224 現況地積, 225 現況地目, 226 現在残高額, 227 現年調定額, 228 個人法人区分, 229 個別区分, 230 個別伺い, 231 個別調査, 232 固定資産税課税標準額, 233 固定資産税額, 234 戸籍部数, 235 交付期日, 236 交付時刻, 237 交付場所, 238 公私扶助, 239 公示送達有無, 240 公示名, 241 公の年金, 242 口座契約日, 243 口座振替有無, 244 口座番号, 245 口座満期日, 246 口座名義人, 247 口座名義人カナ, 248 口数, 249 控除額合計, 250 更新時刻, 251 更新日, 252 更正事由, 253 更正年月日, 254 行政区コード, 255 号枝番, 256 国籍コード, 257 根拠規定, 258 根拠法令, 259 根拠法令コード, 260 差押解除日, 261 差押効果, 262 差押日, 263 差押不可等分, 264 債権額, 265 債権者住所, 266 債権者番号, 267 債権者名称, 268 債権者郵便番号, 269 債権調査, 270 債権内容, 271 催告延長期日, 272 催告停止有無, 273 再付番号, 274 最終回印字区分, 275 最終取引日, 276 最終収納日, 277 最終入金額, 278 最終入金日, 279 最終領収日, 280 最新の異動事由, 281 最新の異動日, 282 財産種類, 283 財産調査状況, 284 財産内容, 285 財産番号, 286 財産表示, 287 作成年月日, 288 残高, 289 残余金, 290 残余金計算値, 291 残余金交付, 292 使用本抛地, 293 子々番, 294 子番, 295 市税滞納状況, 296 市内外区分, 297 市民税均等割, 298 市民税所得割, 299 指示順序, 300 指定番号, 301 支店, 302 支店コード, 303 支店番号, 304 支店名, 305 支払期日, 306 支払最終年月, 307 支払場所, 308 支払人, 309 支払先, 310 支払方法, 311 枝冊番, 312 枝番, 313 死亡日, 314 死亡保険金額, 315 死亡保険金受取人有無, 316 氏名選択サイン, 317 資産家屋課税標準額, 318 資産課税標準額合計, 319 資産共有課税標準額, 320 資産償却課税標準額, 321 資産土地課税標準額, 322 資本金, 323 事業種目, 324 事業年度至, 325 事業年度自, 326 事件コード, 327 事件管理番号, 328 事件番号, 329 事件番号区分, 330 事件番号年, 331 事件番号年度, 332 事件名, 333 事由コード, 334 事由発生日, 335 持分率分子, 336 持分率分母, 337 時効完成日, 338 時効起算日, 339 次回賞与予定金額, 340 次回賞与予定日, 341 次順位住所, 342 次順位方書, 343 次順位名称, 344 自治省コード, 345 自動車財産番号, 346 執行機関, 347 執行機関コード, 348 執行機関名, 349 執行実行, 350 執行停止解除理由, 351 執行停止解除理由コード, 352 執行停止番号, 353 執行停止要件, 354 執行停止理由, 355 執行日, 356 執停グループ番号, 357 執停時効完成日, 358 執停時効起算日, 359 社会保険料, 360 車種, 361 車種区分, 362 車体番号, 363 車名, 364 車名コード, 365 車名番号, 366 車両番号, 367 借入金額, 368 借入金額内訳, 369 借入金額有無, 370 主従区分, 371 取扱金融機関, 372 取引額, 373 取引状況有無, 374 取引有無, 375 取消区分, 376 取消有無, 377 取消理由, 378 取立費用, 379 種別, 380 種目, 381 種類コード, 382 受託日, 383 受入金額, 384 受付日, 385 受付番号, 386 受付番号区分, 387 受理日, 388 収入状況, 389 収納延滞金, 390 収納額, 391 収納額内数, 392 収納機関コード, 393 収納整理番号, 394 収納日, 395 収納方法コード, 396 就職年月日, 397 修正延滞金, 398 修正調定額, 399 修正調定額内数, 400 終了日, 401 住基登録有無, 402 住所, 403 住所印字, 404 住所外字有無, 405 住所種類区分, 406 住所登録, 407 住所分類, 408 住民でなくなった事由, 409 住民でなくなった日, 410 住民区分, 411 住民税額, 412 重点整理, 413 重要表示, 414 出資金財産番号, 415 出資金保証金額, 416 出資金保証金有無, 417 出資納付年月日, 418 処分コード, 419 処分財産番号, 420 処分種類, 421 処分種類区分, 422 処分日, 423 処分番号, 424 処分約束有無, 425 処理区分, 426 処理処分枝番, 427 処理処分年度, 428 処理処分番号, 429 処理日, 430 所在状況, 431 所在地, 432 所在地コード, 433 所在地号, 434 所在地子々番, 435 所在地子番, 436 所在地枝, 437 所在地番, 438 所得額合計, 439 所得額合計総所得, 440 所得控除コード, 441 所得控除金額, 442 所得種類, 443 所得税額, 444 所得税計算額, 445 所得税支払額, 446 所有者名, 447 除籍部数, 448 除票日, 449 除票理由, 450 償却随時期, 451 償却第期, 452 償却年税額, 453 小規模住宅用地該非, 454 承継リンク番号, 455 承継支店番号, 456 承継種類, 457 承継税額, 458 承継番号, 459 消込区分, 460 消込済フラグ, 461 消込状態区分, 462 消込年月日, 463 照会ボタンコード, 464 照会時刻, 465 照会種類, 466 照会先自治体, 467 照会先番号, 468 照会先名称, 469 照会調査番号, 470 照会日, 471 照会有無, 472 証券種類コード, 473 証券番号, 474 証書番号, 475 証明書発行日, 476 証明停止サイン, 477 詳細区分, 478 詳細区分種類, 479 詳細有無, 480 賞与年月日, 481 賞与予定金額, 482 場所コード, 483 条項区分, 484 嘱託先, 485 嘱託日, 486 職業コード, 487 職種, 488 信用金庫持分金額, 489 信用金庫等有無, 490 振出人氏名, 491 振出人住所, 492 振出年月日, 493 新納期限, 494 申告期限, 495 申告区分, 496 申告年月日, 497 申請減免区分, 498 申請日, 499 随時期, 500 世帯人数, 501 世帯番号, 502 性別コード, 503 整理方針, 504 生活状況, 505 生活保護, 506 生年月日, 507 生命保険会社名, 508 生命保険控除有無, 509 誓約日, 510 請求通数, 511 青色申告区分, 512 税額, 513 税目, 514 税理士外字有無, 515 税理士電話番号, 516 税理士名, 517 責任限度, 518 接触有無, 519 設置場所, 520 設定日, 521 設立日, 522 占有者関係, 523 占有者住所, 524 占有者名, 525 前回接触日, 526 前基準日, 527 前期限日, 528 前設定日, 529 前滞納区分コード, 530 前入力区分, 531 前年所得額, 532 前年調定額, 533 措置, 534 措置内容コード, 535 措置日, 536 措置入力区分, 537 搜索開始時刻, 538 搜索終了時刻, 539 搜索場所, 540 搜索日, 541 操作者コード, 542 操作者区コード, 543 操作者名, 544 相続開始日, 545 相続人, 546 相続人住所, 547 相続人電話番号, 548 相続人方書, 549 相続人名称, 550 相続人郵便番号, 551 相続分子, 552 相続分母, 553 相当年度, 554 続柄, 555 続柄コード, 556 損害保険金額, 557 損害保険金受取

人有無, 558 他機関コード, 559 他区課税有無, 560 他特, 561 対応コード, 562 対象課税年度始, 563 対象課税年度終, 564 対象期数, 565 対象区分, 566 対象構造, 567 対象種類, 568 対象処分財産番号, 569 対象処分番号, 570 対象所在地, 571 対象税額, 572 対象年, 573 対象年度, 574 対象部屋番号, 575 対象面積少数, 576 対象面積整数, 577 滞納引抜日, 578 滞納確定延滞金, 579 滞納金額, 580 滞納区分コード, 581 滞納繰越額, 582 滞納現年, 583 滞納現年滞繰, 584 滞納事由コード, 585 滞納者名, 586 滞納状況, 587 滞納滞繰, 588 滞納段階, 589 滞納発生日, 590 貸金庫契約日, 591 貸金庫契約有無, 592 貸付金額, 593 貸付残高, 594 貸付有無, 595 退職年月日, 596 代位者原因, 597 代位者日付, 598 代位者名称, 599 代表者外字有無, 600 代表者名, 601 第三債務者コード, 602 第三債務者区分, 603 第三債務者住所, 604 第三債務者名称, 605 第三債務者郵便番号, 606 担当割地区コード, 607 担当者コード, 608 担当者変更事由, 609 担当者名, 610 担保解除有無, 611 担保区分, 612 担保種類, 613 担保設定の種類, 614 担保設定有無, 615 担保徴収無し理由, 616 担保提供, 617 担保提供コード, 618 担保物件, 619 端数区分, 620 端数単位, 621 地図巻コード, 622 地図区分, 623 地図年度, 624 地図番号, 625 地図頁, 626 地番, 627 抽出連番, 628 注意事項コード, 629 丁目字名, 630 帳票記録有無, 631 帳票種類, 632 帳票種類コード, 633 町コード, 634 町村大字名, 635 調査日, 636 調定額, 637 調定額内数, 638 直接催告日, 639 賃借人住所, 640 賃借人名称, 641 賃料, 642 通知書番号, 643 停止事由コード, 644 程度, 645 締切日, 646 店舗名, 647 添付書類, 648 転出先住基有無, 649 転出先住所, 650 転出先除票日, 651 転出先除票理由, 652 転出先方書, 653 点字, 654 電話調査, 655 電話番号, 656 登記階以外床面積, 657 登記階床面積, 658 登記義務者住所, 659 登記義務者代表者, 660 登記義務者名, 661 登記権利者住所, 662 登記権利者代表者, 663 登記権利者名, 664 登記構造, 665 登記種類, 666 登記地下階数, 667 登記地上階数, 668 登記地積, 669 登記地目, 670 登記番号, 671 登録事由, 672 登録日, 673 登録年月日, 674 登録番号, 675 都市計画税課税標準額, 676 都市計画税額, 677 土地筆数, 678 棟番号, 679 当初貸付金額, 680 動産財産番号, 681 特記事項, 682 特徴・普徴コード, 683 特徴義務者リンク番号, 684 特徴義務者支店番号, 685 特徴税額, 686 特徴担当課, 687 特徴担当課電話番号, 688 特徴調定, 689 特定支出, 690 特普区分, 691 特別月加算区分, 692 督促状, 693 督促停止有無, 694 督促有無, 695 内入区分, 696 二次回答日, 697 二次照会日, 698 日前約束日, 699 日前履行有無, 700 日付, 701 入金延滞金, 702 入金額, 703 入金均等割額, 704 入金合計, 705 入金税額, 706 入金日, 707 入金予定, 708 入力コード, 709 入力リンク番号, 710 入力区分, 711 入力支店番号, 712 入力日付, 713 入力連番, 714 年金記号番号, 715 年金調定, 716 年金特徴税月割額, 717 年式, 718 年税額, 719 年度, 720 年度末調整区分, 721 納管人リンク番号, 722 納管人支店番号, 723 納管人種別, 724 納管送付区分, 725 納期限, 726 納期未到来分有無, 727 納税者コード, 728 納税通知, 729 納組コード, 730 納付延滞金, 731 納付回数, 732 納付期限時刻, 733 納付期限日, 734 納付合計, 735 納付種類コード, 736 納付受託番号, 737 納付書公示送達, 738 納付書番号, 739 納付場所, 740 納付税額, 741 納付税額内数, 742 納付責任額, 743 納付日, 744 納付約束時刻, 745 納付約束日, 746 破産管財人コード, 747 破産管財人住所, 748 破産管財人名称, 749 破産管財人郵便番号, 750 破産手続開始日, 751 廃止日, 752 廃車事由, 753 廃車年月日, 754 排気量, 755 排気量単位, 756 配当額, 757 配当見込, 758 配当時刻, 759 配当順位, 760 配当日, 761 配当番号, 762 買受人住所, 763 買受人方書, 764 買受人名称, 765 売掛金財産番号, 766 売掛金種類, 767 売却区分, 768 売却決定時刻, 769 売却決定日, 770 函番号, 771 発行回数, 772 発行日, 773 発送種類コード, 774 発送内容コード, 775 発送日, 776 発送予定日, 777 反対債権額, 778 搬出日, 779 番号, 780 番地番, 781 被代位者氏名, 782 被代位者住所, 783 被代位者代表者, 784 被保険者有無, 785 非課税特別区分, 786 非表示区分, 787 備考, 788 備考コード, 789 備考内容, 790 標識, 791 表示, 792 評価額, 793 不承認有無, 794 不承認理由, 795 不動産財産番号, 796 不動産調査, 797 普徴月, 798 普徴随時フラグ, 799 普徴税額, 800 普徴調定, 801 附票部数, 802 副次番号, 803 復命書作成フラグ, 804 物件番号, 805 分担金納付年月日, 806 分納回数, 807 分納開始年月, 808 分納集金人コード, 809 分納順序, 810 分納対応, 811 分納対象, 812 分納入金回数, 813 分納入金額, 814 分納有無, 815 分筆区分, 816 分類番号, 817 文書催告日, 818 文書番号, 819 文書番号枝番, 820 文書番号親番, 821 文書名, 822 変更後事項, 823 変更後事項種類, 824 変更後納期限, 825 変更時刻, 826 返還規約, 827 返済予定日, 828 返戻日, 829 返戻保険金, 830 返戻有無, 831 返戻理由コード, 832 保管命令日, 833 保険会社, 834 保険共済コード, 835 保険共済証番号, 836 保険金, 837 保険金額, 838 保険金受取人, 839 保険財産番号, 840 保険種類, 841 保険料, 842 保護預り契約内容, 843 保護預り契約有無, 844 保証金差入日, 845 保証金分担金額, 846 保証人リンク番号, 847 保証人支店番号, 848 保証人住所, 849 保証人電話番号, 850 保証人方書, 851 保証人名称, 852 保証人郵便番号, 853 方書, 854 方書外字有無, 855 法人担当課, 856 法人担当課電話番号, 857 法人登記有無, 858 法人番号, 859 法定納期限等, 860 法務局コード, 861 法務局名, 862 訪問コード, 863 訪問結果コード, 864 訪問順序, 865 訪問担当者, 866 訪問連番, 867 本冊番, 868 本人以外の契約者, 869 本人以外の死亡保険金受取人, 870 本人以外の損害保険金受取人, 871 本人以外の被保険者, 872 本人以外の満期保険金受取人, 873 本日入金額, 874 毎月返済額, 875 抹消受付番号, 876 抹消日付, 877 満期日, 878 満期保険金額, 879 満期保険金受取人有無, 880 未納合計, 881 無体財産内容, 882 無体財産番号, 883 名寄番号, 884 名義変更の有無, 885 名義変更有無, 886 名称, 887 名称外字有無, 888 明細番号, 889 免許番号, 890 面談者コード, 891 約束管理, 892 約束区分, 893 約束更新時刻, 894 約束更新日, 895 約束時刻, 896 約束種別コード, 897 約束日, 898 約束有無, 899 約束履行有無, 900 猶予開始日, 901 猶予事由コード, 902 猶予種類コード, 903 猶予終了日, 904 猶予処分番号, 905 郵便番号, 906 預金財産番号, 907 預金種別コード, 908 預金種類, 909 用途, 910 要出張有無, 911 履行期限, 912 履行期限コード, 913 履行期限区分, 914 履行期限内容, 915 履行期限日, 916 履行有無, 917 履歴データNo, 918 履歴番号, 919 履歴連番, 920 理由コード, 921 理由内容, 922 理由名称, 923 立会人関係, 924 立会人住所, 925 立会人名, 926 領収日, 927 累計延滞金, 928

累計収納額, 929 累計収納額内数, 930 累計納付額, 931 連絡先コード, 932 連絡先電話, 933 連絡先名, 934 個人番号, 935 法人番号

【固定資産税総合事務システム 償却基幹連携ファイル】

1 納税者コード, 2 物件地コード, 3 業種, 4 市評価サイン, 5 納税者ID, 6 更新区, 7 更新課, 8 更新日

【固定資産税総合事務システム 過年度調定マスター】

1 物件区, 2 年度相当, 3 納税者コード, 4 調定年度, 5 調定月, 6 税額, 7 異動年次, 8 異動サイン, 9 エラーサイン, 10 チェックコード

【固定資産税総合事務システム 町名マスター】

1 区・学区・町コード, 2 町名

【固定資産税総合事務システム 償却資産明細マスター】

1 年度相当, 2 納税者コード, 3 物件地コード, 4 資産種類コード, 5 取得年月, 6 資産コード, 7 業種コード, 8 資産名称, 9 数量, 10 評価区分, 11 取得価格, 12 耐用年数, 13 減価残存率, 14 増加償却減価残存率, 15 前年度評価額, 16 特例等コード, 17 分子, 18 分母, 19 評価額補正率, 20 当年度評価額, 21 理論帳簿価格, 22 決定価格, 23 当年度課税標準額, 24 増加事由, 25 減少事由, 26 処理年月, 27 前年度理論帳簿価格, 28 市評価サイン

【固定資産税総合事務システム 償却資産申告書マスター】

1 物件コード, 2 納税者コード, 3 C/H, 4 業種コード, 5 資産種類別価格(前年取得価格, 前年中減少分取得価格, 前年中取得分取得価格, 理論帳簿価格, 評価額), 6 処理年月, 7 免税点判定サイン, 8 市評価サイン, 9 免税点判定区

【固定資産税総合事務システム 償却資産課税マスター1】

1 年度相当, 2 納税者コード, 3 物件地コード業種, 4 入力区分, 5 免税点サイン, 6 評価補正サイン, 7 市評価サイン, 8 異動年次, 9 資産種類別価格等(取得価格, 理論帳簿価格, 評価額, 非課税該当評価額, 決定価格, 特例軽減額, 課税標準額, 課税免除課税標準額, 減免相当課税標準額), 10 合計(取得価格, 理論帳簿価格, 評価額, 非課税該当評価額, 決定価格, 特例軽減額, 課税標準額, 課税免除課税標準額, 減免相当課税標準額)

【固定資産税総合事務システム 償却資産課税マスター2】

1 物件地コード, 2 納税者コード, 3 業種, 4 入力区分, 5 免税点サイン, 6 評価補正サイン, 7 市評価サイン, 8 年度相当, 9 異動年次資産種類別価格等(取得価格, 理論帳簿価格, 評価額, 非課税該当評価額, 決定価格, 特例軽減額, 課税標準額, 課税免除課税標準額, 減免相当課税標準額), 10 資産種類別価格等, 11 免税点判定区

【固定資産税総合事務システム 償却賦課マスター】

1 年度相当, 2 納税者コード, 3 物件区, 4 減免サイン, 5 猶予サイン, 6 土地有無, 7 家屋有無, 8 総括S, 9 減免取り消しS, 10 異動サイン, 11 異動年次, 12 課税標準額1(土地(宅地並)課税標準額, 共有土地課税標準額, 家屋課税標準額), 13 税額1(一般分税額, 共有分税額, 徴収猶予分税額, 免除分税額, 生産緑地減額分税額), 14 税額2(年税額(宅並)(固定資産税, 都市計画税, 合計)), 15 税額3(期割税額)(期割税額(第1期税額, 第2期税額, 第3期税額, 第4期税額), 随時分, 更正随時分, 両年度期間過年度税額, 過年度調定額合計), 16 データ2(手計算サイン1, 手計算サイン2, 機械計算年税額), 17 課税標準額2(免税点以下土地課税(宅地並), 免税点以下課家屋課税, 特例相当課税), 18 手計算(手計算減免コード(減免コード1, 減免コード2, 減免コード3), 手計算減免相当税額1, 手計算減免相当税額2, 手計算減免相当税額3), 19 データ3(機械計算減免相当税額), 20 データ4(エラーサインテーブル), 21 データ5(法律上土地都計課税, 法律上共有都計課税, 都計一般減額税額, 都計共有減額税額)

【固定資産税総合事務システム 土地マスター】

1 物件地コード, 2 年度相当, 3 納税者コード, 4 実地番, 5 実地番連絡サイン, 6 代表地番, 7 類似土地, 8 登記名義人, 9 異動サイン, 10 所有権移転サイン, 11 事変記号(事変記号1, 事変記号2), 12 前地記号, 13 異動年次, 14 地目C/H, 15 評価地目, 16 登記地目, 17 用途地区, 18 宗教法人サイン, 19 仮換地サイン, 20 換地処分日, 21 敷地権サイン, 22 画地計算サイン, 23 取得年次, 24 調整サイン, 25 市街化区域農地事項(農地区分, 適用年度, 生産緑地サイン, 宅地化農地サイン, 38年度価格), 26 評価地積, 27 登記地積, 28 地積相違理由, 29 減免等事項, 30 住宅用地事項, 31 小規模住宅用地事項, 32 標準地No., 33 正面路線, 34 側方1路線, 35 側方2路線, 36 裏路線, 37 基本比準地, 38 標準地No.2, 39 比準地番号2, 40 砂防指定地サイン, 41 現基準年度評点, 42 補正割合, 43 接地割合, 44 造成費記号, 45 比準条件①, 46 比準条件②, 47 比準条件③, 48 補正率④, 49 補正率⑤, 50 砂防地⑥, 51 限定宅地等, 52 第2比準地, 53 第3比準地, 54 第4比準地, 55 第5(宅地)比準地, 56 宅地比準路線, 57 画地計算標準地No., 58 画地計算路線価No., 59 準角地サイン(側方1), 60 準角地サイン(側方2), 61 裏路線地目, 62 奥行距離, 63 間口距離, 64 都計外雑種地サイン, 65 単独利用困難サイン, 66 不整形地率, 67 不整形地サイン, 68 無道路地補正, 69 宅地外補正, 70 既存宅地等, 71 景観減価区分, 72 リスク, 73 宅化規制, 74 造成費, 75 その他補正,

76 その他正面, 77 その他側方1, 78 その他側方2, 79 その他裏, 80 その他全体, 81 建築規制補正, 82 都市計画予定, 83 規模, 84 合地地積, 85 合地地積S, 86 市街化調区内補正, 87 負担水準(固定), 88 負担水準(非住宅農並), 89 負担水準(都計), 90 負担水準(都計非住宅農並), 91 単位当評点, 92 63年度評価額, 93 03年度評価額, 94 06年度評価額, 95 09年度評価額, 96 10年度評価額, 97 11年度評価額, 98 12年度評価額, 99 13年度評価額, 100 14年度評価額, 101 15年度評価額, 102 16年度評価額, 103 17年度評価額, 104 18年度評価額, 105 19年度評価額, 106 20年度評価額, 107 21年度評価額, 108 22年度評価額, 109 23年度評価額, 110 24年度評価額, 111 25年度評価額, 112 前年度評価額, 113 現年度評価額, 114 前基準第3年度課税標準額, 115 前年度課税標準額, 116 当年度課税標準額, 117 特例前課税標準額(固定資産税, 都市計画税(宅地並)), 118 エラー, 119 C/C, 120 名義補記サイン, 121 コントロールホール, 122 固定軽減後限度額, 123 都計軽減後限度額, 124 小規模到達S固定, 125 住宅到達S固定, 126 非住宅到達S固定, 127 小規模到達S都計, 128 住宅到達S都計, 129 非住宅到達S都計, 130 当初差替時異動サイン, 131 価格下落率, 132 単位当価格, 133 路線価下落サイン

【固定資産税総合事務システム 土地按分マスター】

1 物件地コード, 2 地番, 3 納税者コード, 4 共有個人区分, 5 家屋物件地コード, 6 家番, 7 底地納税者コード, 8 底地サイン, 9 持ち分, 10 異動サイン, 11 事変サイン, 12 画地計算サイン, 13 評価地目, 14 登記地目, 15 実地番連絡サイン, 16 地目C/H, 17 区分, 18 生産緑地サイン, 19 調整サイン, 20 免税点サイン, 21 記号, 22 評価地積, 23 住宅用地率, 24 減免事項, 25 異動年次, 26 実地番, 27 評価額, 28 非住宅用地課税標準額, 29 取得情報, 30 小規模住宅用地率, 31 固定課税標準額(宅, 農), 32 都計課税標準額(宅, 農), 33 特例前課税標準額(固定資産税(宅地並), 都市計画税(宅地並)), 34 登記地積, 35 相違理由, 36 年度相当, 37 負担水準固定, 38 負担水準都計, 39 価格下落率, 40 減額用都市計画税(宅地並), 41 非住宅用地課税標準額都計, 42 課税後課税標準額路線価下落サイン, 43 用途地区

【固定資産税総合事務システム 共有分割マスター】

1 家屋物件地コード, 2 家屋番号, 3 土地物件地コード, 4 納税者コード, 5 共有者個人区分, 6 チェックコード, 7 異動サイン, 8 明細, 9 家屋なしサイン, 10 所在地コード, 11 所在地番, 12 筆数, 13 底地納税者コード, 14 持ち分, 15 家屋敷地権サイン, 16 補正割合①, 17 補正割合②, 18 補正割合③, 19 補正割合④, 20 減免事項, 21 敷地権サイン, 22 エラーサイン, 23 年度相当

【固定資産税総合事務システム 路線マスター】

1 区, 2 標準地No., 3 路線No., 4 非道路サイン, 5 用途地区, 6 路線価, 7 路線価修正率第1年度, 8 路線価修正率第2年度, 9 路線価修正率第3年度, 10 異動サイン, 11 エラーサイン, 12 地図番号, 13 路線位置座標, 14 状況類似地域番号

【固定資産税総合事務システム 家屋マスター】

1 物件地コード, 2 家屋番号, 3 納税者コード, 4 所在地, 5 実家屋番号, 6 実家屋番号連絡サイン, 7 登記名義人, 8 登記名義人補記サイン, 9 建物番号, 10 戸番, 11 登記床面積, 12 床面積相違理由, 13 敷地権サイン, 14 構異動サイン, 15 構事変サイン, 16 構異動のみの連絡年月, 17 構に対する異動年月, 18 市評価サイン, 19 チェックコード, 20 棟No., 21 棟異動サイン, 22 事変サイン, 23 異動年月, 24 調整サイン, 25 化プ, 26 所在地サイン, 27 需給補正率, 28 免税点サイン, 29 比準評価サイン, 30 評価区分, 31 木・非木サイン, 32 分離課税サイン, 33 宗教法人サイン, 34 住宅戸数, 35 種類, 36 種類詳細, 37 構造, 38 建築年, 39 実建築年, 40 評価床面積, 41 単位当評点数, 42 損耗補正率, 43 減免等事項, 44 前基準年度決定価格, 45 現基準年度評価額, 46 決定価格, 47 特例後課税標準額, 48 新築減免終了サイン, 49 エラーサイン
前回構異動のみの異動年月, 50 前回異動年月, 51 機械作成構異動データサイン, 52 年度相当

【固定資産税総合事務システム 賦課マスター】

1 物件区, 2 納税者コード, 3 氏名コード, 4 チェックコード, 5 減免サイン, 6 猶予サイン, 7 土地有無, 8 家屋有無, 9 総括S, 10 減免取り消しS, 11 異動年次, 12 年度相当, 13 異動サイン, 14 課税標準額1(土地課税標準額, 共有土地課税標準額, 家屋課税標準額), 15 税額1(一般分税額, 共有分税額, 徴収猶予税額免除分税額, 生産緑地減額分税額), 16 税額2(年税額(宅地並)(固定資産税, 都市計画税, 合計)), 17 税額3(期割税額)(期割税額(第1期税額, 第2期税額, 第3期税額, 第4期税額), 随時分, 更正随時分, 両年度期間過年度税額(4月調定分税額, 5月調定分税額), 過年度調定額合計), 18 データ2(手計算サイン1, 手計算サイン2, 機械計算年税額), 19 課税標準額2(免税点以下土地課税(宅並)(固定資産税課税, 都市計画税課税), 免税点以下家屋課税(固定資産税課税, 都市計画税課税), 特例相当課税(固定土地課税, 固定家屋課税, 都計土地課税, 都計家屋課税)), 20 手計算(手計算減免コード(減免コード1, 減免コード2, 減免コード3), 手計算減免相当税額1, 手計算減免相当税額2, 手計算減免相当税額3), 21 データ3(機械計算減免相当税額), 22 データ4(エラーサイン), 23 データ5(法律上土地都計課税, 法律上共有都計課税, 法律上共有都計, 都計一般減額税額, 都計共有減額税額)

【固定資産税総合事務システム 分割対象路線使用土地データ】

1 物件地コード, 2 正面路線, 3 側方1路線, 4 側方2路線, 5 裏路線, 6 複合鉄軌路線, 7 代表地番チェック, 8 評価地目, 9 異動路線マッチサイン

【固定資産税総合事務システム 登記済通知書データ】

1 所在, 2 土地表示履歴, 3 一棟の建物番号, 4 家屋番号, 5 専有の建物番号, 6 建物表示履歴, 7 一棟表示履歴, 8 附属建物の表示, 9 敷地権の表示, 10 所有者, 11 変更・更正前(住所, 氏名, 持分), 12 変更・更正後(住所, 氏名, 持分), 13 所有者(住所, 氏名, 持分), 14 権利者(住所, 氏名, 持分), 15 義務者(住所, 氏名, 持分), 16 更正後の登記の目的, 17 更正後の原因, 18 更正後の日付, 19 原因, 20 備考

【固定資産税総合事務システム 地番図データ】

1 区・学区・町コード, 2 地番, 3 地目, 4 地積, 5 納税者コード, 6 地番ごとの座標情報,

【固定資産税総合事務システム 標準宅地データ】

1 鑑定評価額

【固定資産税総合事務システム 路線価価格形成要因データ】

1 道路幅員等の街路条件, 2 最寄り駅からの距離等の交通・接近条件, 3 都市ガスの有無等の環境条件, 4 基準容積等の行政的条件

【固定資産税総合事務システム 航空写真画像データ】

1 航空写真画像情報データ

【固定資産税総合事務システム 家屋所在図データ】

1 元学区名, 2 元学区界, 3 町名, 4 町界, 5 道路形状, 6 筆界, 7 地番, 8 家屋外形, 9 戸番, 10 非課税, 11 未特定, 12 主要目標物名称(官公庁, 学校等), 13 家屋番号, 14 家屋番号ごとの座標情報

【固定資産税総合事務システム 建築確認データ】

1 区・学区・町コード, 2 家屋番号, 3 確認審査, 4 完了検査, 5 地名地番, 6 住居表示, 7 道路幅員, 8 道路接道長さ, 9 敷地面積, 10 容積率, 11 建ぺい率, 12 用途, 13 工事区分, 14 床面積, 15 建築物数, 16 建築高さ, 17 地上階数, 18 地下階数, 19 構造種別, 20 工事中予定日, 21 工事完了予定日, 22 建築主(氏名, 所在地, 電話番号), 23 代理人, 24 連絡者, 25 代理事務者, 26 設計者(資格識別, 登録機関, 登録番号), 27 設計事務(名称, 資格識別, 登録機関, 登録番号, 電話番号), 28 施工者, 29 施工会社(許可機関, 許可番号, 名称, 住所, 電話番号)

【固定資産税総合事務システム 航空写真異動判読データ】

1 異動位置データ(地図座標), 2 異動種別, 3 航空写真画像情報データ, 4 地図情報データ

【固定資産税総合事務システム 家屋評点調査票データ】

1 整理番号, 2 作成年月日, 3 所在地, 4 区・学区・町コード, 5 家屋番号, 6 所有者氏名, 7 所有者住所, 8 納税者コード, 9 調査日, 10 担当者, 11 棟番号, 12 戸番, 13 種類, 14 構造, 15 工法, 16 屋根, 17 階数, 18 塔屋, 19 吹放, 20 建築年, 21 住戸数, 22 床面積(各階及び計), 23 建床面積/延床面積, 24 1㎡当たりの再建築費評点数, 25 類似家屋の学区・町コード, 26 類似家屋の家屋番号, 27 参考建築費, 28 部分別区分, 29 評点項目, 30 標準量, 31 標準評点数, 32 平均標準評点数, 33 補正項目, 34 補正係数, 35 施工割合, 36 各部分別評点数, 37 小計, 38 合計

【固定資産税総合事務システム 各種アプリケーション対応する電子ファイル化(jpeg, tiff, word, excel, cad, pdf, docuworks等)された課税参考資料】

1 評価額・課税標準額を算定するための補助資料, 2 登記図面, 3 評価用図面(見取図, 丈量票, 竣工図, 土地現況図面・測量図, 地図等)

※評価額・課税標準額を算定するための参考資料とした, 旧家屋(補充)課税台帳, 家屋非課税台帳, 家屋閉鎖(除却)台帳, 旧土地沿革調査台帳, 旧土地(補充)課税台帳, 土地非課税台帳, 土地閉鎖(除却)台帳, 戸番図, 旧地籍図, 家屋調査票, 家屋評価評点票を含む。

【固定資産税総合事務システム 京都市・法務局間における評価額証明情報】

1 基準年度, 2 提供年月日, 3 物件種別, 4 所在名, 5 地番/家屋番号, 6 地目/種類, 7 構造, 8 建築年, 9 経過年, 10 台帳地積/登記床面積, 11 課税地積/延床面積, 12 所有者, 13 評価額

【固定資産税総合事務システム 電子化ファイル】

※過去の課税資料として, 以下の資料について全件を順次電子化し, 本システムに収録する。

1 旧家屋(補充)課税台帳, 2 家屋非課税台帳, 3 家屋閉鎖(除却)台帳, 4 旧土地沿革調査台帳, 5 旧土地(補充)課税台帳, 6 土地非課税台帳, 7 土地閉鎖(除却)台帳, 8 戸番図, 9 旧地籍図, 10 家屋調査票, 11 家屋評価評点票

【固定資産税総合事務システム 手書き土地評価証明書作成履歴データ】

1 年度相当, 2 賦課期日, 3 所有者氏名(名称), 4 持分, 5 物件の所在及び地番, 6 評価地目, 7 登記地積, 8 評価地積, 9 評価額, 10 備考, 11 発行年月日, 12 管轄名称, 13 物件住所コード

【固定資産税総合事務システム 手書き土地公課証明書作成履歴データ】

1 年度相当, 2 賦課期日, 3 所有者氏名(名称), 4 持分, 5 物件の所在及び地番, 6 評価地目, 7 登記地積, 8 評価地積, 9 都市計画税課税標準額, 10 固定資産税課税標準額, 11 評価額, 12 備考, 13 税相当額, 14 発行年月日, 15 管轄名称, 16 物件住所コード

【固定資産税総合事務システム 手書き家屋評価証明書作成履歴データ】

1 年度相当, 2 賦課期日, 3 所有者氏名(名称), 4 持分, 5 物件所在地, 6 家屋番号, 7 評価床面積, 8 価格, 9 備考, 10 発行年月日, 11 管轄名称, 12 物件住所コード

【固定資産税総合事務システム 手書き家屋公課証明書作成履歴データ】

1 年度相当, 2 賦課期日, 3 所有者氏名(名称), 4 持分, 5 物件所在地, 6 家屋番号, 7 評価床面積, 8 都市計画税課税標準額, 9 固定資産税課税標準額, 10 価格, 11 備考, 12 税相当額, 13 発行年月日, 14 管轄名称, 15 物件住所コード

【固定資産税総合事務システム 手書き共有土地持分明細書作成履歴データ】

1 所在地, 2 区分所有家屋の所在及び家屋番号, 3 区分所有家屋に係る共有土地の持分, 4 所有者の氏名又は名称, 5 区分所有家屋に係る共有土地を共有する場合の共有者内の持分, 6 備考, 7 発行年月日

【固定資産税総合事務システム 手書き家屋明細書作成履歴データ】

1 物件所在地, 2 家屋番号, 3 棟No., 4 種類, 5 主体, 6 屋根, 7 階数, 8 1階床面積, 9 1階以外床面積, 10 合計床面積, 11 その他, 12 発行年月日

【固定資産税総合事務システム 手書き共有者氏名表作成履歴データ】

1 住所又は所在地, 2 氏名又は名称, 3 持分, 4 備考, 5 発行年月日

【固定資産税総合事務システム 手書き償却資産課税台帳登録事項証明書作成履歴データ】

1 所有者住所(所在地), 2 所有者氏名(名称), 3 構築物の価格, 4 機械及び装置の価格, 5 船舶の価格, 6 航空機の価格, 7 車両及び運搬具の価格, 8 工具機器及び備品の価格, 9 調整額の価格, 10 合計の価格, 11 構築物の課税標準額, 12 機械及び装置の課税標準額, 13 船舶の課税標準額, 14 航空機の課税標準額, 15 車両及び運搬具の課税標準額, 16 工具器具及び備品の課税標準額, 17 調整額の課税標準額, 18 合計の課税標準額, 19 年度相当, 20 備考, 21 発行年月日, 22 管轄名称

【固定資産税総合事務システム 手書き納税証明書作成履歴データ】

1 納税義務者の住所(所在地), 2 納税義務者の氏名(名称), 3 年度相当, 4 税目, 5 納付(納入)すべき額, 6 納付(納入)済額, 7 未納額, 8 その他の事項, 9 発行年月日, 10 管轄名称

【固定資産税総合事務システム 手書き固定資産税・都市計画税(土地・家屋)納税通知書作成履歴データ】

1 送付区分, 2 送付先氏名(名称), 3 送付先住所(所在地), 4 納税者氏名(名称), 5 納税者住所(所在地), 6 納税者コード, 7 共有者氏名(名称), 8 第1期分税額, 9 第2期分税額, 10 第3期分税額, 11 第4期分税額, 12 固定資産税, 13 都市計画税, 14 年税額合計, 15 課税管轄名称, 16 物件所在地・地番, 17 物件住所コード, 18 固定資産税(前年度分の課税標準額, 当該年度価格, 負担水準), 19 都市計画税(前年度分の課税標準額, 当該年度価格, 負担水準), 20 軽減税額, 21 物件相当税額, 22 収納機関, 23 記号, 24 口座番号等, 25 種別, 26 振替方法, 27 口座名義人, 28 収納機関名称

【固定資産税総合事務システム 手書き固定資産税・都市計画税(土地・家屋)税額変更通知書作成履歴データ】

1 発付年月日, 2 年度相当, 3 送付区分, 4 送付先氏名(名称), 5 送付先住所(所在地), 6 納税者氏名(名称), 7 納税者住所(所在地), 8 納税者コード, 9 共有者氏名(名称), 10 変更理由, 11 管轄名称, 12 随時納期限, 13 第2期納期限, 14 第3期納期限, 15 第4期納期限, 16 3月更正随時分, 17 過年度随時分, 18 固定資産税(土地(課税標準額), 家屋(課税標準額), 合計(課税標準額)), 19 都市計画税(土地(課税標準額), 家屋(課税標準額), 合計(課税標準額)), 20 算出固定資産税, 21 算出都市計画税, 22 減額減免免除分固定資産税, 23 減額減免免除分都市計画税, 24 徴収猶予分固定資産税, 25 徴収猶予分都市計画税, 26 固定資産税(年税額, 随時分, 第1期分, 第2期分, 第3期分, 第4期分, 3月更正随時分, 過年度随時分), 27 都市計画税(年税額, 随時分, 第1期分, 第2期分, 第3期分, 第4期分, 3月更正随時分, 過年度随時分)

【固定資産税総合事務システム 手書き固定資産(土地・家屋)価格等通知書兼課税明細書作成履歴データ】

1 発付年月日, 2 年度相当, 3 送付区分, 4 送付先氏名(名称), 5 送付先住所(所在地), 6 納税者氏名(名称), 7 納税者住所(所在地), 8 納税者コード, 9 共有者氏名(名称), 10 決定又は修正理由, 11 管轄名称, 12 物件住所コード, 13 物件所在地, 14 地番又は家屋番号, 15 地目又は種類構造, 16 地積又は床面積, 17 当該年度価格, 18 当該年度課税標準額(都計, 固定), 19 修正後の明細(固定資産税(前年度分の課税

標準額，物件相当税額，当該年度価格，軽減税額，負担水準），都市計画税（前年度分の課税標準額，物件相当税額，当該年度価格，軽減税額，負担水準））， 20 備考

【固定資産税総合事務システム 手書き固定資産税（償却資産）納税通知書作成履歴データ】

1 送付区分， 2 送付先氏名（名称）， 3 送付先住所（所在地）， 4 納税者氏名（名称）， 5 納税者住所（所在地），
6 納税者コード， 7 課税標準額， 8 算出税額， 9 減額・減免税額， 10 年税額， 11 第1期分税額， 12 第2期
分税額， 13 第3期分税額， 14 第4期分税額， 15 収納機関， 16 記号， 17 口座番号等， 18 種別， 19 振替方法，
20 口座名義人， 21 収納機関名称

【固定資産税総合事務システム 手書き固定資産税（償却資産）税額変更通知書作成履歴データ】

1 発付年月日， 2 年度相当， 3 送付区分， 4 送付先氏名（名称）， 5 送付先住所（所在地）， 6 納税者氏名
（名称）， 7 納税者住所（所在地）， 8 納税者コード， 9 物件区， 10 変更理由， 11 管轄名称， 12 随時納期
限， 13 第2期納期限， 14 第3期納期限， 15 第4期納期限， 16 3月更正随時分， 17 過年度随時分， 18 課税標準
額， 19 算出固定資産税， 20 減額減免分固定資産税， 21 年税額， 22 随時分， 23 第1期分， 24 第2期分， 25
第3期分， 26 第4期分， 27 3月更正随時分， 28 過年度随時分

【固定資産税総合事務システム 手書き固定資産（償却資産）の価格等の通知書作成履歴データ】

1 発付年月日， 2 年度相当， 3 送付区分， 4 送付先氏名（名称）， 5 送付先住所（所在地）， 6 納税者氏名
（名称）， 7 納税者住所（所在地）， 8 納税者コード， 9 業種， 10 市評， 11 物件区， 12 所在学区， 13 編
冊番号， 14 整理番号， 15 決定又は修正の理由， 16 管轄名称， 17 構築物， 18 機械及び装置， 19 船舶， 20
航空機， 21 車両及び運搬具， 22 工具器具及び備品， 23 修正前調整額（評価額， 決定価格， 課税標準額）， 24
決定又は修正後調整額（評価額， 決定価格， 課税標準額）

【固定資産税総合事務システム 手書き払込取扱票作成履歴データ】

1 払込金額， 2 税目コード， 3 納税者コード， 4 税目， 5 納付の内訳（整理No.， 調定年度， 年度相当， 調定月，
期， 税額， 延滞金， 納期限）， 6 払込人住所氏名， 7 備考

【連携ファイル】

1 個人番号， 2 団体内統合宛名番号， 3 情報提供用個人識別符号， 4 情報提供等記録， 5 基本4情報（氏名， 住
所， 生年月日， 性別）

(備考)

(別紙)番号法第19条第7号別表第二に定める事務				
項番	情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
1	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。))又は介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付関係情報」という。))であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
6	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
8	都道府県知事	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
11	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
16	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
18	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
23	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
26	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

27	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
28	都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
29	厚生労働大臣又は共済組合等	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
31	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
34	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
35	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
37	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
39	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
40	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
42	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
48	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
54	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
57	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって主務省令で定めるもの
58	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの

59	地方公務員共済組合 又は全国市町村職員 共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方 公務員等共済組合法の長期給付等 に関する施行法による年金である給 付の支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
61	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関す る事務であって主務省令で定めるも の	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険 給付関係情報であって主務省令で定めるもの
62	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関す る事務であって主務省令で定めるも の	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険 給付関係情報であって主務省令で定めるもの
63	都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法によ る償還未済額の免除又は資金の貸 付けに関する事務であって主務省令 で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
64	都道府県知事又は市 町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法によ る配偶者のない者で現に児童を扶養 しているもの又は寡婦についての便 宜の供与に関する事務であって主務 省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
65	都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法によ る給付金の支給に関する事務であつ て主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
66	厚生労働大臣又は都 道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する 法律による特別児童扶養手当の支給 に関する事務であって主務省令で定 めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
67	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する 法律による障害児福祉手当若しくは 特別障害者手当又は昭和六十年法 律第三十四号附則第九十七条第一 項の福祉手当の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
70	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関す る事務であって主務省令で定めるも の	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
71	厚生労働大臣又は都 道府県知事	雇用対策法による職業転換給付金の 支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
74	市町村長(児童手当 法第十七条第一項の 表の下欄に掲げる者 を含む。)	児童手当法による児童手当又は特例 給付の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
80	後期高齢者医療広域 連合	高齢者の医療の確保に関する法律に よる後期高齢者医療給付の支給又は 保険料の徴収に関する事務であって 主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険 給付関係情報であって主務省令で定めるもの
84	厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第 八十七条第二項の規定により厚生年 金保険の実施者たる政府が支給する ものとされた年金である保険給付の 支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの
87	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給 に関する事務であって主務省令で定 めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給 付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する 情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情 報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律による自立支援給付の支給 に関する情報であって主務省令で定めるもの

91	厚生労働大臣	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
92	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
94	市町村長	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
97	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
101	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
102	農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
103	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
106	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
107	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
108	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

113	文部科学大臣, 都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
114	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
115	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
116	市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報, 地方税関係情報, 住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
117	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報, 住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
120	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・申請等の窓口において、申請等の内容や本人確認書類(身分証明書)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報入手の防止に努める。 ・情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより対象者以外の情報を入手することを防止する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の入手の際には、所定の様式を利用することにより必要な情報以外を入手することを防止する。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システムへの登録時は入力者以外の者が入力状況を確認し、対象者以外の情報登録を防止する。 ・操作ログを収集し、不正な操作による対象者以外の情報入手がなされていないか確認する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・届出/申請においては、書面にて本人あるいは代理人による届出/申請のみを受領することとし、受領の際は必ず本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。 ・システムを通じた入手については、システムを利用する必要がある職員を特定し、認証カード及びパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードの提示または通知カードと本人確認書類(免許証等)の提示を求め確認を行う。 ・個人カードの提示がない場合は、CS端末において本人確認情報と個人番号の対応づけの確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために入力、削除及び訂正を行った者以外が確認する。 ・入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、必要に応じ情報を照合できるよう、施錠可能な場所に保管する等の適切な措置を講じる。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申告システム、国税連携システムとの接続は LGWAN 回線を使用しており、インターネットとは接続していないため、情報が漏えいするおそれはない。 ・庁内連携システムは、インターネットにつながるネットワークではなく、専用回線とする。 ・紙帳票や電子媒体は施錠できる専用スペースに保管している。 ・委託業者との契約に、秘密保持に関する条項を盛り込んでいる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	システム間のアクセスは必要なものだけに限定する。法令に基づく事務で使用する以外の情報との連携は行わない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・システム間のアクセスは必要なものだけに限定する。法令に基づく事務で使用する以外の情報との連携は行わない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・システムを利用する職員を特定し、職員ごとにユーザーIDを付与する。 ・認証カードによる識別とパスワードによる認証を実施する。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・職員毎に、業務に必要なアクセス権限を付与し、利用可能な機能を制限する。 ・職員の異動退職時に合わせて、アクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。 ・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・職員の業務に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、アプリケーションの操作履歴の記録を保管する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・特定個人情報を扱うシステムについて、ユーザーID、操作日時、処理名を記録している。 ・必要に応じて操作履歴を解析し、不適切なアクセスがないか確認する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴を記録している。またそのことを職員に周知している。 ・システムの操作履歴を解析し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会等において、事務外利用の禁止等について周知する。 ・職員以外の従業者(委託先等)には当該事項についての誓約書の提出を求める。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・所管課設置のオンライン端末からは物理的に複製できない仕組みとなっている。 ・委託先に対しては、許可を得ない複製を禁止しており、セキュリティ研修の実施を義務づけている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・端末画面は、来庁者から見えないように配置する。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーは、事務処理に必要となる範囲にとどめる。 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> 委託先の社会的信用と能力を確認。具体的には、共通仕様書に記載のある「データ等の適正な管理」の内容を遵守する事を前提に業者に委託する。 また、委託先が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認する。 	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> 作業者を限定するために、委託業者の名簿を提出させる。 閲覧／更新権限を持つ者を必要最小限にする。 閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。 	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報ファイルへのアクセス履歴(ユーザーID、操作日時、処理名)を記録する。 システムのオペレーションや運用保守における作業記録を残す。 	
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	「情報システムの委託に関する管理基準」「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」により、個人情報を取り扱う情報システムに関して契約を締結しようとする場合は、原則として再委託を禁止することとし、コンソーシアム(複数事業者による連合体)と契約を締結するか又は契約を履行するすべての事業者と直接契約を締結することとしている。このため委託先からさらに他者に情報を提供する必要はないようになっている。 例外的に再委託する場合は、電子情報の第三者への提供を禁止する条項及び京都市への定期的な報告義務を課す条項を付して許可することになっている。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	共通仕様書に以下のとおり規定している。 <ul style="list-style-type: none"> 委託先の電子計算機室への入退室管理を行うこと。 京都市が認めた者以外が電子計算機を利用し、又はデータを閲覧しないよう必要な措置を取ること。 個人情報管理責任者を置くこと。 必要に応じて書面により報告し、又は京都市が立ち入り調査をすること。 システムのオペレーション業務や運用保守業務の委託に関しては、委託業務の実施場所を庁舎内のみとしており、特定個人情報を含むデータの外部への持ち出しを認めない。 媒体のやり取りの際には <ul style="list-style-type: none"> 委託先に提供する際、日付、データ内容を記録した受渡簿を作成して確認印を押印してもらう。 授受簿を上長が確認している。 	
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 共通仕様書に記載のある「データ等の廃棄」の内容を遵守する事を前提に委託する。 委託契約の調査条項に基づき必要があると認めるときは調査を行い、または報告を求める。 	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	電子計算機による事務処理等の委託契約に係る共通仕様書において、データ等の適正な管理について定めている。 <ul style="list-style-type: none"> 目的外利用の禁止 特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 特定個人情報の提供先の限定 情報漏洩を防ぐための保管管理責任 個人情報の取扱いについてのチェックの実施及び報告 委託先の視察・監査の実施 再委託の原則禁止 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 許可のない再委託を禁止する。 特定個人情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項の遵守を義務付ける。 	

その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<庁内連携システムを経由する場合> 特定個人情報（個人番号、情報等）の提供・移転を行う際に、提供記録をシステム上で管理し、7年分保存する。 <庁内連携システムを経由しない場合> 特定個人情報（個人番号、情報等）の提供を行う際に、提供を行う旨の決裁を取り、提供記録を7年分保存する。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・番号法、京都市個人情報保護条例その他関係法令に従い、提供・移転の可否を判断する。 ・システムを経由しない提供・移転の際には必ず決裁を取る。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<庁内連携システムを経由する場合> ・操作ログを収集し不適切な提供・移転を防ぐ。 ・媒体へ出力する場合には、当該操作の記録を残すこととする。 <庁内連携システムを経由しない場合> ・決裁を取る際に十分に確認する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	(誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置) ・庁内連携システムでは、保有する情報をすべて連携することは行わず、番号法、京都市個人情報保護条例その他関係法令に基づき認められた情報のみしか提供・移転ができない仕組みとする。 (誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置) ・庁内連携システムは、番号法、京都市個人情報保護条例その他関係法令に基づき認められた相手以外に提供・移転ができない仕組みとする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><京都市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ログイン時の職員認証により、あらかじめ承認された職員以外は情報を入手できないようにする。 ・操作ログを収集し、不適正な情報の入手を防ぐ。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><京都市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム間の接続は専用のネットワークを利用し、安全性を確保する。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><京都市における措置></p> <p>中間サーバーから各業務システムあての情報照会結果の中継においては、照会結果内容の変更は行わないことで、各業務システムが入手する照会結果内容が中間サーバーから入手した内容と同一であることを担保する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4： 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><京都市における措置> ・システム間の接続は専用のネットワークを利用し、安全性を確保する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><京都市における措置> ・入手した特定個人情報について、システム内の情報と突合を行い、真正性及び正確性の確認を行う。また、届出や申請時には、その都度、届出内容等との突合を行い、特定個人情報の正確性確認を行う。 ・中間サーバーへ情報を登録する際に、登録した情報、日時等を記録し、不正な提供の抑止を図る。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><京都市における措置> ・システム間の接続は専用のネットワークを利用し、安全性を確保する。 ・情報提供の記録を保存し、不適切な方法で特定個人情報が提供されないよう抑止を図る。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p>

	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><京都市における措置></p> <p>・庁内連携システムでは、保有する情報を全て連携することは行わず、番号法の規定に基づき認められる情報のみしか提供できないようにする。</p> <p>・中間サーバーへの情報の登録を適切な頻度で行い、その正確性を担保する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	
7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①NISC政府機関統一基準群	<p>[政府機関ではない]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している</p> <p>3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない</p>
②安全管理体制	<p>[十分に整備している]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している</p> <p>3) 十分に整備していない</p>
③安全管理規程	<p>[十分に整備している]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している</p> <p>3) 十分に整備していない</p>
④安全管理体制・規程の職員への周知	<p>[十分に周知している]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している</p> <p>3) 十分に周知していない</p>
⑤物理的対策	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>

	具体的な対策の内容	<p><京都市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバー室とデータ保管室は執務室とは別に設け、静脈認証により入退室管理を行っている。 ・サーバー室への入退室の場所を限定し、監視設備として監視カメラを設置している。 ・記録媒体や紙書類は、施錠可能な場所に保管する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>
⑥技術的対策		<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
	具体的な対策の内容	<p><京都市における措置></p> <p>(不正プログラム対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンピューターウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。 また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用。 ・オペレーション管理に係る手順等を整備し、当該手順に従って、情報セキュリティホールに関連する情報(コンピューターウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む)を入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容(コンピューターウイルス関連情報等)が適切であるかどうかを、定期的に確認する。 <p>(不正アクセス対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス対策ソフトを導入し、必要なパターンファイルは、常時更新している。 ・端末等の不正接続防止システムを導入する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピューターウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ		<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
⑧事故発生時手順の策定・周知		<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		<p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号		<p>[保管している]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 保管している 2) 保管していない</p>
	具体的な保管方法	生存する個人の個人番号と同様に安全管理措置を実施している。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か		<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	住基システムと連動した宛名情報は、古い情報のまま保管され続けるリスクはない。住基システムと連動していない宛名情報については、定期的に住基のデータとの整合性を保つ処理を行っている。	
リスクへの対策は十分か		<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順		<p>[定めている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>

	手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システム上、保存期間を経過した情報を消去する仕組みとする。 ・磁気ディスクの廃棄時は、内容の消去、破壊等を行う。 ・専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・帳票については、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・廃棄時には、要領・手順書に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<p><京都市における措置> ・定期的に担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容どおりの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>	
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<p><京都市における措置> 定期的に、組織内に置かれた監査担当により、以下の観点による内部監査を実施し、必要な安全管理措置が講じられていることを点検するとともに、その結果を踏まえて必要に応じ体制や規定を改善する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 <p>また、定期的に、専門的な知識を有する外部の専門家により、使用するシステムに係るセキュリティ監査を実施し、必要な安全管理措置が講じられていることを点検する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><京都市における措置> ・新規採用時の研修や課長級向け研修などの各階層別等の研修において、個人情報保護・情報セキュリティに定めた規定等について説明し、周知徹底している。</p> <p>・毎年情報セキュリティ対策強化月間を設定し、情報セキュリティや個人情報の取扱いに関する自己点検・職場研修を実施している。</p> <p>・各システムの操作マニュアルにセキュリティの項目を設け、操作の際に特に注意を要する点を記載する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	
3. その他のリスク対策		
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>		

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	※ 意見聴取後に記載する。
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	※ 第三者点検終了後に記載する。
③結果	
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

